



島根県報

平成26年10月24日（金）

号外 第 129 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	5
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	15
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	32

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成25年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月24日

島根県監査委員 藤 間 恵 一

同 平 谷 昭

同 錦 織 厚 雄

同 後 藤 勇

平成25年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容について

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 制度運用について</p> <p>附属機関等を設置する場合には、人事課要綱等関連規程に基づき、人事課に対し協議・報告を行うこととなっているが、今回の監査において、設置時の協議・報告が行われていないその他常設会議が多くあり、特に地方機関にその傾向が顕著であった。</p> <p>これらの中には、特定事業の連絡調整、啓発等のために設置されていることから協議・報告の対象外となっているものがある一方、事業に関わる計画策定や県民の意見聴取のために設置されたものもあり、他の都道府県では、同様のものについて附属機関等として位置づけている事例もある。</p> <p>このような設置時の協議・報告が行われていない原因として、関連規程の周知が本庁の所管課に留まり、地方機関においては関連規程を知らずに報告を行っていないものがあると思われる。</p> <p>既に設置協議済みの附属機関等においては、関連規程により、委員の在任期間等いくつかの条件を設けており、やむを得ず条件を超えて委員選任を行う場合は、人事課長に協議を行うこととしている。</p> <p>また、女性参画率目標不達成審議会等は、事前に環境生活部長に協議を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、当該協議が漏れている事例が見受けられたところであり、要綱等の目指す行政の中立・公正性の確保、住民意思の反映などを進めていく上で、事前協議の徹底を図る必要がある。</p> <p>以上のとおり、制度を円滑かつ適正に推進していく上で、まずは地方機関を含めて関連規程の周知を強化するとともに、その運用において協議・報告の徹底を図らねたい。</p> <p>また、各協議会等の設置目的や開催状況などを調査・分析し、関連規程の適用が適当であるかどうか検討されたい。</p>	<p>1 制度運用について（人事課、環境生活総務課）</p> <p>関連規程の周知については、4月に本庁各課（室）あて改めて通知を行った。</p> <p>また、任意に設置されているその他の常設会議を含め、本庁及び地方機関の審議会・協議会等について設置状況等の調査を実施しているところであり、地方機関に対しては調査に併せて関連規程の周知を行う。</p> <p>なお、設置状況等の調査により、今年度中に関連規程の適用が適当であるかどうかについて整理を行うこととしている。</p>
<p>2 委員の選任について</p> <p>附属機関等を設置する各執行機関においては、概ね設置選任条例や関連規程に基づいて委員の選任を行うよう努めているが、地域バランスや公募がなかなか進まないなど、関連規程に規定する留意事項、努力事項の取り組みが十分とは言えないと思われるところもあ</p>	<p>2 委員の選任について（人事課、環境生活総務課）</p> <p>委員の選任に当たっての留意事項等については、4月に改めて通知を行ったところであり、また、会議等の場を通じて関連規程の周知と運用の徹底を図った。</p> <p>女性人材の掘り起こしについては、「しまね女性人材情報リスト」の充実を図るため、環境生活総務課長</p>

る。

その理由として専門性を要するためなど、やむを得ないものもあるが、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加、住民意思の反映を推し進めるため、次の各項目に掲げることについてより一層努められたい。

ア 地域バランスについて

本庁設置の附属機関等の一部においては専門性などの理由から、委員の在住地区が出雲部に偏重しているが、広く県民の意見を聞くため委員の選任にあたっては地域バランスにより配慮されたい。

イ 年齢層について

委員の年齢層については委員全体の7割が50歳台、60歳台に集中しているが、幅広い層の意見を聞くために、若年層の委員への登用割合の向上も大切と考えられる。このため、若年層の人材の掘り起こしや会議の開催時間を考慮するなど若年層の参加が得られやすい会議の運営に留意されたい。

ウ 在任期間について

委員の在任期間については、適任者が見つからないなどの理由から10年を超えている例が全体の約1割となっている。その設置目的から構成員が限定される場合もあるが、幅広く人材を求め、在任期間が長期化しないよう努められたい。

エ 女性登用について

委員への女性登用については、掲げている目標数値の参画率は達成しているが、本県で参画率算定から除外している附属機関等でも他県では対象にしている例も見られる。参画率が低いところの理由の一つとして専門的な人材不足があげられているが、女性登用を進めるために環境生活総務課が作成している「女性人材情報」を活用するなど幅広い情報収集によって人材の掘り起こしを行われたい。

オ 公募について

人事課においては、委員の公募について、個別の理由があるにしろ、引き続き公募委員不在の附属機関等を設置する執行機関に対する働きかけを行われたい。なお、公募を行うも応募が無い例があるが、県民への周知不足も一因と考えられることから、各執行機関においては活動内容をホームページや広報誌に掲載するなど普段からの情報提供に努められたい。

通知により、幅広く女性人材登録の働きかけを行っており、4月に男女共同参画推進会議の場でリストの活用について周知を図った。

また、女性参画率が40%未満の審議会等については個別に点検を行い、女性参画率が向上するよう取り組んでいる。

公募委員不在の附属機関等を設置する執行機関に対しては、平成24年度から公募可能なものについては人事課が一元的に共同公募を行い、公募の促進を図っているが、引き続きそれぞれの実態を勘案したうえで、執行機関に対し可能な限り公募実施を促すとともに、附属機関等の活動に県民の関心が集まるよう情報発信に努める。

<p>3 会議の運営について</p> <p>附属機関等及びその他常設会議を設置している各執行機関においては、概ね適切に会議を運営しているが、以下の項目については一部検討すべきと思われる例があったので配慮されたい。また、人事課においては各執行機関による運営について指導されたい。</p> <p>ア 報償費の支給について</p> <p>地方機関が設置する協議会等についてはその開催趣旨等によって報償費が支給されるものとされないものがあり、その区分については各執行機関において判断され、必要なものについては予算の確保を図っている。そうした中、同種の協議会等において、地方機関によって委員への報償費の支給不支給が分かれる例があったので、支給の基準を明確にされたい。</p> <p>イ 会議・会議結果の公開について</p> <p>ホームページで会議の開催を周知し、会議の傍聴を認めることにより会議を公開している附属機関等は約6割、その他常設会議は約2割に留まっており、また、会議録や会議資料のホームページへの登載等により会議結果の公開（事後公表）をしている附属機関等、その他常設会議はいずれも約3分の1に留まっている。</p> <p>今回の監査において、会議や会議結果の公開をしていない審議会・協議会等にあつてはその理由を確認しているが、会議内容が個人・個別の情報を取り扱うなど公開になじまない場合は別として、そういった事情が無ければ原則として会議の公開や会議結果の公表を進められたい。</p>	<p>3 会議の運営について</p> <p>協議会等の設置目的や役割、委員の業務が本来業務か否か等を基準に報償費の支給不支給を判断している。</p> <p>現在、部内全所属を対象とした現況調査を実施しているところであり、今後は統一的な判断となるよう報償費の取扱いを検討する。（健康福祉総務課）</p> <p>会議・会議結果の公開については、前述の設置状況調査等を通じて、「会議を非公開とする場合も、会議要旨を作成するなどして透明性の確保に努める。」旨を改めて周知徹底する。（人事課）</p>
--	---

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成24年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月24日

島根県監査委員 藤 間 恵 一
 同 平 谷 昭
 同 錦 織 厚 雄
 同 後 藤 勇

平成24年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容															
<p>1 一般会計、特別会計及び企業会計</p> <p>(1) 予算関係事務</p> <p>生産物売払収入について、総販売代金から手数料を差し引いた額を収入として調定し、併せて手数料の振替収支の手続をしなければならないにもかかわらず、これを行わず収入と支出を相殺したため、手数料が支出に、差し引いた手数料分の販売代金が収入に計上されなかった。</p> <p style="text-align: right;">(高校教育課)</p>	<p>課内の職員に対し、収入と支出の適正な事務処理を行うよう改めて指導を徹底した。</p> <p>平成25年度の漁獲物売払においては、適正に手数料相当額の振替収支の手続を行っている。</p>															
<p>(2) 収入関係事務</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>ア 法令等により債権が発生し、これを収入しようとするときは、収入伺によりその内容を決定し調定しなければならないにもかかわらず、犬の飼育料について、収入伺が作成されないまま調定、収入されていた。</p> <p style="text-align: right;">(益田保健所)</p>	<p>① 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>ア 所内の業務担当者に対し、収入の際には事前調定・事後調定にかかわらず収入伺が必要であること及び収入事務担当及び収入分任出納員へ通知することを周知・徹底した。</p>															
<p>イ 県有林に係る行政財産の目的外使用許可について、使用料の修正、変更が行われたが、使用許可書の変更手続を行わないまま変更後の正規の額で使用料が徴収されていた。</p> <p style="text-align: right;">(森林整備課)</p>	<p>イ 許可手続きに係るフロー図を作成し、チェックリストとして活用することとした。</p> <p>また、収入調定の伺いに確認資料として許可時の起案を添付していなかったことから、平成25年度の収入調定分から添付することとした。</p>															
<p>ウ 一級河川の指定区間外の占用料について、平成18年度の許可更新時に占用物件の一部廃止があったにもかかわらず、確認漏れのため従前の占用料のまま平成24年度まで徴収していた。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">件数</td> <td style="width: 15%;">1 件</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>正当額</td> <td>4,292,820円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徴収済金額</td> <td>4,326,840円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>34,020円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還付加算金</td> <td>2,699円</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(浜田県土整備事務所)</p>	件数	1 件		正当額	4,292,820円		徴収済金額	4,326,840円		返還金額	34,020円		還付加算金	2,699円		<p>ウ 一級河川の指定区間外では、国土交通省が占用許可を行い、県が占用料の徴収事務を受け持っている。国土交通省から占用に関する通知（新規、変更、更新等）が送付された際、通知の占用数量と県の占用台帳の数量が合致しているか速やかに確認することとした。</p> <p>水利にかかる国土交通省の占用許可では、事前に河川課に意見照会が行われるが、その際の通知文や回答内容を出先事務所にも周知することとした。</p> <p>今後は担当者が確認後、副務担当者が確認し、最終的に担当課長が確認するトリプルチェックを行う体制とし、再発防止に努める。</p>
件数	1 件															
正当額	4,292,820円															
徴収済金額	4,326,840円															
返還金額	34,020円															
還付加算金	2,699円															
<p>② 収納の処理が適当でないもの</p> <p>契約保証金を受領する際に、金額を訂正して発行された領収証書があった。</p> <p style="text-align: right;">(出納局)</p>	<p>② 収納の処理が適当でないもの</p> <p>従来、担当者は金額計算のみを行い、その後グループリーダーが領収証書を交付していたため、相互チェック機能が働いていなかった。</p> <p>平成25年度からは、担当者が現金の計算及び領収証書の作成を行った後、グループリーダーが確認し、領</p>															

<p>③ 債権確保の措置が適切でないもの</p> <p>県立学校統合再編成通学支援資金貸付返還金について、納期限までに納付のない者に対して督促がなされていないものがあった。</p> <p>(高校教育課)</p>	<p>取証書を交付する取扱いに改めた。</p> <p>③ 債権確保の措置が適切でないもの</p> <p>指摘を受けて、改めて会計規則に基づき適正な事務処理を行うよう課内の職員に周知徹底した。</p> <p>現在は、担当者が毎月納付状況を確認のうえ、未納があった場合には速やかに督促を行っており、翌月には納付があったことを確認している。</p>
<p>(3) 支出関係事務</p> <p>① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>ア 一部職員の期末・勤勉手当について、役職加算率の適用を誤った金額を支給しており、時効成立分については本人に責がないことから損害賠償として支払われ、遅延利息が発生していた。</p> <p>対象期間 平成18年12月～平成22年6月</p> <p>対象者数 10名</p> <p>損害賠償として支払う給与額 375,439円</p> <p>損害賠償金の支払日 平成24年12月27日</p> <p>遅延利息額 34,761円</p> <p>(人事課)</p>	<p>① 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>ア 給与システムによる給与計算時に行っている支給額等の抽出チェックの件数を増やすとともに、複数の担当者によるダブルチェックを行うこととした。</p>
<p>イ 市町村から国へ返還する国庫補助金について、国費システムにより県が行う該当市町あて補助金返還金の納入通知書の発行・発送が納付期限当日となったことから、当該市町の支払遅延となり延滞金が発生したが、その責が県に帰することから県費で支払を行っていた。</p> <p>補助金名 平成23年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助</p> <p>補助金返還に係る債務者 各保険者(県下8市町長)</p> <p>納付期限 平成25年1月28日(一律)</p> <p>納付日 平成25年1月29日～2月5日(市町ごと)</p> <p>延滞金額 277円</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>イ 従来、国費の返還にかかる書類は、納入通知書発行時に出納局へ提出していたが、交付決定額が確定した時点で国から送付された債権発生通知書を速やかに出納局に提出するようにした。</p> <p>支払期限等を記載したカレンダーを作成し、グループで共有、確認することにした。</p> <p>グループ内において国費事務の重要性を再度認識するため、情報共有を図った。</p>
<p>ウ 企業参入促進資金利子補給の交付金について、支払期限後に支払ったため遅延賠償金が発生していた。</p> <p>件数 6件</p> <p>納付期限 平成24年8月31日</p> <p>納付日 平成24年9月5日</p> <p>遅延賠償金対象金額 709,377円</p> <p>遅延賠償金額 347円</p>	<p>ウ 支出負担行為と支出命令は同時になされないこと及び、やむを得ない理由で同時に行う場合には支払期限等を付箋貼付及び口頭で総務事務センター職員へ伝えるようにすることを職員に周知し、徹底を図ることとした。</p> <p>支出関係書類が返却された際には、出納機関取扱済印が押印されていることを確認し、支出漏れがないか確認の徹底を図ることとした。</p>

(農業経営課)	
<p>(4) 契約関係事務</p> <p>非常用発電設備保守整備業務委託契約について、病院局財務規程第107条の表第6号の規定に基づき随意契約されていたが、予定価格が随意契約に係る限度額を超えていた。</p> <p style="text-align: right;">(中央病院)</p>	<p>事務担当課及び審査担当課に対して、病院局財務規程に基づく随意契約の限度額について、改めて周知徹底した。</p>
<p>(5) 財産関係事務</p> <p>① 財産の貸付処理が適当でないもの</p> <p>普通財産（街北宿舍跡地）の貸付けの手続を行うべきところを行政財産の使用許可の手続を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(中央病院)</p>	<p>① 財産の貸付処理が適当でないもの</p> <p>事務担当課及び審査担当課に対して、地方自治法第238条第4項（公有財産の範囲及び分類）の規定に基づく普通財産として事務処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>② 規則で定める帳簿を備えていないもの</p> <p>県有自動車について、県有自動車管理規則第4条に規定する県有自動車原簿が備えられていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(宍道湖流域下水道管理事務所)</p>	<p>② 規則で定める帳簿を備えていないもの</p> <p>県有自動車管理規則第4条に規定する県有自動車原簿を作成した。</p>

平成24年度会計定期監査の結果に関する報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p>I 定期監査の結果に関する意見</p> <p>1 年度替わりにおける適正な事務の執行について</p> <p>今回も依然として、各種使用料の収入調定期の遅延が多くみられ、また、支出負担行為に係る出納機関の事前協議漏れや確認時期の遅れ、さらには契約書中の暴力団排除規定の漏れが多数あった。</p> <p>使用料の収入調定については、複数年度継続又は毎年度更新の許可に係るものが多く、年度替わりの時期に事務が集中する特性がある。</p> <p>また、年度当初に行う毎年度定例的な契約締結事務及び補助金等の支出事務についても同様である。</p> <p>一方、これらの事務を行う各機関では、定期人事異動等による担当者及び決裁者の交替がある。</p> <p>このため、適正な事務処理を継続して行っていくためには、年度替わりにおける確実な事務引継ぎが不可欠となる。</p> <p>については、例えば対象案件の一覧を作成するなどして確実な事務引継ぎを行い、案件ごとに事務処理状況をチェックし、決裁者もその状況を逐次把握できるようにするなど、年度替わりに伴う事務処理の漏れ及び遅延等を招かないよう、適正な事務処理がなされるように努められたい。</p>	<p>(各執行機関)</p> <p>年度替わりの業務執行に支障のないよう、庁内幹部会や主管課長会議において周知徹底を図るとともに、通達の発出を行い、下記の点等について各所属、各職員に確実な事務引継ぎの注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年度からの業務執行に支障のないよう、速やかに行うこと ・十分に時間をとり、文書で確実に引継ぎを行うこと ・法令等に基づく事務については、根拠法令等の内容、条文を明らかにしておくこと ・課題を明確にするとともに、定型的な引継ぎではなく、必要に応じマニュアルを用いたり、ミスを起こしやすい部分については具体例を挙げるなど、より具体的・実質的な引継ぎとなるよう内容を工夫すること ・年度替わりに実施すべき業務の処理状況を案件ごとに明らかにしておくこと ・上司は、引継ぎを担当者任せにすることなく、引継ぎの実施状況を確認するとともに、業務の処理状況を逐次把握することにより、事務処理の漏れや遅延が生じないように取り組むこと ・所属長は、自らの責務として引継ぎが適切に行われているかどうかを確認すること ・上記のほか、職員は人事異動や担当業務の変更の有無にかかわらず、それぞれの業務の進捗状況を把握し、年度替わりにおいて、業務が円滑に遂行または引継ぎできるよう準備しておくこと <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、警察独自で作成した会計業務チェックリストにより、各所属で年度替わりに行う処理項目及びその処理期限等の確認を行っており、年度替わりに伴う事務処理の漏れ及び遅延等を招かないよう、適正な事務処理を行っている。</p>
<p>2 旅費の支払事務について</p> <p>① 旅費の精算時における適正な事務処理について</p> <p>昨年度の定期監査において、決裁者の領収書による金額の確認が不十分なため、又は旅費制度の知識・理解が不十分なために支払額を誤った事例があったことから、旅費事務が迅速かつ適正に行えるよう各機関の実態に応じた研修・指導を充実・</p>	<p>(人事課、総務事務センター、各執行機関)</p> <p>「旅費の精算時における領収書の確認について(人事課長通知)」に従い領収書の確認を十分に行うことについて、旅行者及び決裁者に対し、繰り返し注意喚起を行った。</p> <p>また、次のとおり旅費事務システムの改修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精算画面に領収書の必要なものを列記し、旅行者及び

<p>強化されたい旨の意見を述べた。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査においても、旅行者が旅費精算時に領収書を添付しないで、又は領収書と異なった額で精算報告を行い、決裁者もそれを見逃して精算確認をしたことで、結果として誤った額の旅費が支払われた事例があった。</p> <p>これらの事例は、旅行者及び決裁者が旅費の精算時に十分に注意して確認しなかったために発生したものと考えられる。</p> <p>については、引き続き旅費事務が迅速かつ適正に行えるよう各機関の実態に応じた研修・指導を充実・強化するとともに、旅費の精算時における適切な事務処理の確保に努められたい。</p>	<p>決裁者に対し、領収書と金額の照合を促すメッセージを表示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁者確認事項のチェックボックスを新設し、「領収書照合済み」又は「領収書不要」のチェック入力なしでは決裁ができないようにした。 <p>また、新規採用職員研修及び会計事務研修において旅費制度に関する研修を実施した。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察における旅費の支払事務については、旅行者本人ではなく会計事務担当者が本人から提出された書類を精査した上で行っており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行者に対する旅行前後における書類の早期提出の徹底 ・事務担当者への研修・教養及び執務資料の配付 <p>等を行い、適正な旅費の支払事務が行われるよう指導の徹底を図っている。</p>
<p>② 宿泊施設を業者手配する場合の見積書の記載内容について</p> <p>旅費事務システムにおいて旅行者が食卓料相当額を請求する場合には、利用した宿泊施設での食事の有無や、朝食、夕食の別が明らかにされている必要がある。</p> <p>しかしながら、宿泊施設を業者手配した場合の見積書に、食事の有無が記載されていないにもかかわらず、食卓料相当額が支給されている事例があった。</p> <p>については、宿泊施設を業者手配した場合に提出される見積書には、食事の有無を記載するよう業者に徹底されたい。</p>	<p>(人事課、総務事務センター、各執行機関)</p> <p>業者に対して文書通知を行い、見積書に記載が必要な事項の記載漏れがないように徹底した。</p> <p>また、登録資格審査に際して、「チケット手配基準」に留意事項として明記した。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>業者に対しては、出納局から文書による通知を行っているところであるが、警察においても業者からの提出書類の内容確認及び旅行者本人からの聞き取り等により見積書の食事の内容を精査し、適正な食卓料相当額の支給に努めている。</p>
<p>3 納入期限を経過した港湾使用料の適正な徴収について</p> <p>港湾施設使用料徴収事務については、島根県会計規則第4条に基づき地方機関へ委任されており、納入期限までに使用料等を完納しない者があるときは、「島根県港湾使用料徴収事務運用基準」に基づき、納入期限後20日以内に督促状を発行しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、納入期限を過ぎているにもかかわらず、電話や面会による督促のみで、督促状を発行していない事例が、複数の地方機関で見られた。その中には昨年度の定期監査において、納入時期が3ヶ月以上遅れていたとして、定期監査結果通知において改善を</p>	<p>(港湾空港課)</p> <p>「島根県港湾施設使用料徴収事務運用基準」について、平成25年度に再度文書を発出し、改めて周知徹底を図るとともに、毎年開催する港湾施設管理担当者会議においても議題にあげ、関係機関に適正な事務処理を行うよう徹底を図っている。</p> <p>また、使用料の納入状況については、各事務所において毎月未収状況を確認しているところであり、港湾空港課では、期限内に納入されていない場合に適切に督促が行われたかどうか定期的に確認をしている。</p>

<p>指示されていた事例と同じ内容のものもあった。</p> <p>また、「県税外収入金の延滞金徴収に関する条例」に基づく延滞金については、地方自治法に基づく督促を行っていないことから、徴収されていなかった。</p> <p>本県では、厳しい財政状況を踏まえ、県税収入など自主財源の確保について全庁あげて取り組んでいるところである。</p> <p>については、納入期限までに使用料を完納しない者に対しては、督促状を発行することを徹底し、延滞金が生じる場合には確実な徴収に努めるよう関係機関を指導されたい。</p>	
<p>4 支払事務に係る決裁・審査の適正な執行について</p> <p>本県では、「内部管理事務改革基本計画」に基づき、各機関の支払事務について、総務事務センターにおいて集中処理化が進められ、これに伴い事務の流れも改められている。</p> <p>今回の定期監査において、美術品購入代金の支払処理において、請求書・検査調書・契約書等が添付されていないにもかかわらず、部局主管課・総務事務センター・出納局の決裁・審査等を通過し、見積書徴収先事業者に対し、実際の購入金額と異なる金額が支払われていた事例があった。</p> <p>前段階の機関の処理を信頼したとの理由であったが、判断の根拠等について前の機関にきちんと確認する必要があったと思われる。</p> <p>集中処理化の実施に際しては、「実施機関と各対象機関は連絡を密にし、これが円滑かつ効率的に行われるよう相互協力を努めること」とされており、進捗状況の管理等に関する情報の伝達、連携に留意する必要がある。</p> <p>については、各執行機関、部局主管課、総務事務センター、出納局それぞれの決裁・審査において、添付書類の確認、情報連携等に留意し、確実かつ適正な決裁・審査を行われたい。</p>	<p>(各執行機関、部局主管課、総務事務センター、出納局)</p> <p>① 会計事務研修の充実強化</p> <p>職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、次の会計事務研修会を実施した。なお、今年度は担当者だけでなく決裁者も対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務実務研修会（H26年2月） <ul style="list-style-type: none"> ：過去の不適正事案の説明、広島国税局による消費税改正の説明等 ・会計事務担当者及び決裁者研修会（H26年6月） <ul style="list-style-type: none"> ：会計制度の全般にわたる研修 <p>② 「会計事務に関するチェック項目」の作成</p> <p>適正な会計処理を行うための「会計事務に関するチェック項目」をまとめたリストを作成し、全職員に周知した。</p> <p>③ 誤処理防止の措置</p> <p>美術品購入の誤処理は、基金による物品の取得を基金から一般会計への振替処理と混同し、執行伺のみで決裁・審査したために生じたものであり、今後、誤処理が生じないよう次の措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払出決議票の様式中に基金からの支払であっても請求書等の添付が必要である旨を明記した。 ・出納局と総務事務センターが協議の上、基金による支払事務処理方法を整理し、基金所管課及び部局主管課に対し周知徹底した。 ・出納局における審査は、従来、基金担当グループのみで行っていたが、基金担当グループと審査担当グループによる2重チェックを行う体制とした。 <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、支払処理について、事業主管課及び会計課で警察独自に作成した確認表により添付書類の確認を行うとともに、総務事務センター及び出納局と情報連携等</p>

<p>II 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>1 物品管理について</p> <p>今回は、重点的監査事項として物品の管理状況について監査を行ったが、その結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 物品管理の適正化について</p> <p>物品管理システムにおける物品データの内容と実際に管理する物品の現物との照合作業の実施状況について監査を行った結果、地方機関では4割弱、本庁等では5割弱の機関において、照合作業が未着手又は実施中であった。</p> <p>一方、このシステムを利用することで、各機関が所有又は借用する物品の数量及び受払の状況等、基本的なデータを会計管理者等に報告する物品出納計算書の作成に代えることができるとされている。</p> <p>適正な物品管理のためには、正確な実態把握が基本であり、これに基づくデータの整理、保持が不可欠である。</p> <p>については、このシステムが実態を反映した正確なデータに基づき運用されるよう、照合作業が未着手又は実施中の各機関にあっては、物品の現物とデータとの照合作業を速やかに行われたい。</p> <p>また、このシステムを所管する出納局においても、物品データの精度が向上するよう取り組まれたい。</p> <p>② 不使用物品の有効利用と適正な処分・管理について</p> <p>各機関について、それぞれ抽出した管理物品が、平成24年度において有効に利用されているか監査を行った結果、平成13年度以前に取得済みの備品について、地方機関では、単価50万円以上の機械器具類を中心に2割強、本庁等では、電子・光学機器類を中心に5割弱が、昨年度1年間を通じて全く使用されていない状態にあった。</p> <p>その中には、除雪車や災害対応機器など、使用頻度が少なくても保有が必要な物品もあるが、一方で、今後の使用が見込まれないものもある。</p> <p>経年により今後も累増していくことが予想される不使用物品を放置することには、管理意識の低下、ひいては不正確な物品管理を招いてしまうおそれがある。</p>	<p>が適切に行われるよう努めている。</p> <p>(各執行機関、出納局)</p> <p>平成26年6月、照合作業の実施状況について全機関を対象に調査を行ったところ、8割弱の機関が照合作業を完了させていた。残り2割強の未着手又は実施中の機関でも、作業の実施時期を明確にさせて、早期に作業を完了させるよう努めている。</p> <p>また、物品データの精度向上を図るため、物品管理システムで、各執行機関の新規備品登録などのデータ更新状況を確認し、登録漏れ等がないよう適宜指導を行っている。</p> <p>今後とも、各執行機関において、物品管理事務が適切に行われるよう、各種手続きや間違えやすい事例などを具体的に示した実践的な研修を実施するなど、職員の物品管理事務に対する理解の向上に努めていく。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、物品管理システム稼働前の平成25年5月末までに照合作業は実施済みである。</p> <p>更に、平成25年11月から12月にかけて県下の全所属において物品管理システムに登録されている物品の現物確認を再度実施し、システム稼働後も適正な物品管理に努めている。</p> <p>(各執行機関)</p> <p>各執行機関で不要となった物品については、職員向け掲示板に掲載し管理換えを行っているが、この仕組みを積極的に活用して、物品の一層の有効活用に努める。</p> <p>不用物品の売却については、県有財産売却システム(Yahoo!オークション「官公庁オークション」)による物品の売却手続及び事務処理フローを職員向け掲示板(ポータルサイト)に掲載し周知しており、このシステムの利用促進を引き続き図っていく。</p> <p>売却が困難な不要物品については、廃棄に要する経費等も勘案しながら、各所属において廃棄するか保管しておくかについて適切な判断を行う。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、適宜、物品点検に併せて物品の使用状況を把握し、不用物品の抽出を行っている。</p> <p>不用となった物品のほとんどは、耐用年数を超えて使用</p>
---	--

<p>については、各機関において、不使用の実態が判明した物品については、今後の使用見込を精査した上で、使用しないものを他機関へ管理換するなど、その有効な利用を積極的に進められたい。</p> <p>また、不用品決定した物品については、廃棄だけでなく、費用対効果にかなうものは売却するなど、その有益な処分が図られるよう検討されたい。</p> <p>一方、不用品決定しても処分が困難な物品については、当面の管理方法について方針を決定しておくなど今後とも適正に管理されるよう努められたい。</p>	<p>に耐えられないもの、又は警察独自の特殊なものであることから、他機関へ管理換は行っておらず、原則、売却処分とし、売却できないものについては、廃棄処分を行っている。</p>
<p>2 公共土木施設の維持管理・老朽化対策について</p> <p>本県の公共土木施設は老朽化が進み、今後20年で、建設後50年以上経過する施設の割合が急激に増加する。</p> <p>一方で、高速道路の整備率及び道路改良率は全国平均と比べて低く、その整備は県民の日常生活、産業振興、危機管理上急ぐ必要があるが、先般発生した笹子トンネル天井板崩落事故は国民、県民にとって大きな不安材料となっており、安全安心を担保していく上で、公共土木施設の維持管理、老朽化対策が急務である。</p> <p>県においては、通常数年間に1度の頻度で各施設を点検していたが、今回の事故に鑑み総点検に着手しているところであり、劣化や損傷が重大な事故や被害につながるおそれのある施設から点検を進め平成27年3月までに終了する予定である。</p> <p>公共土木施設は道路、河川、砂防など多くの施設があることから、その維持管理、老朽化対策には相当な経費も必要となってくるが、厳しい財政状況の中で計画的な修繕等を行い、維持管理コストの縮減・平準化と施設の延命化を図ることが求められている。</p> <p>また、市町村においては、財源や技術者不足などにより、県に比べ橋梁の点検や長寿命化修繕計画の策定が進んでいない状況である。</p> <p>については、安全安心な県土づくりを進めるため、公共土木施設の総点検を着実かつ早急に進めるとともに、施設のデータベース化や長寿命化修繕計画の策定などに取り組み、その維持管理、老朽化対策を計画的に進められたい。</p> <p>なお、市町村に対しても、今後とも必要な支援に取り組まれたい。</p>	<p>(技術管理課)</p> <p>公共土木施設の総点検については、橋梁、トンネル、道路路面の一部を除き平成26年3月末までに実施済である。点検により見つかった不具合箇所について、逐次、修繕を実施することになっている。</p> <p>公共土木施設のデータベース化については、平成26年度から取組みを実施している。</p> <p>また、「島根県公共土木施設長寿命化計画」を平成27年度中に策定するよう、土木部関係各課で構成する「維持管理マネジメント会議」を開催し検討を進めている。</p> <p>市町村の支援については、平成26年1月に開催した「P C橋梁等の維持管理に関する研修会」など、市町村職員も対象にした研修会を今後も開催するとともに、国、道路維持課と連携して平成26年5月に設立した「道路メンテナンス会議」で具体的な支援内容を検討していく。</p>
<p>3 会計事務の適正な執行について</p>	<p>(人事課)</p>

今回の定期監査においても、収入関係事務、支出関係事務や契約関係事務など財務会計上の指摘・指示事項が多数あった。

これらは、会計事務や文書事務等に必要な基本的な知識が不足していることが原因の一つであると考えられる。

会計事務担当者及び決裁者には、広範な会計事務の知識や経験が必要であるが、必ずしも会計事務や文書事務等に精通していない場合や、OJTも十分とはいえない場合もある。

また、財政健全化の一環として組織のスリム化が推し進められていく中で、決裁者が起案し、チェック体制がとられないことがある機関があった。

不適正な事務処理をなくすためには、職員相互の意思疎通やチェック体制の充実を図ることも重要である。

平成25年度から地方機関において係長制が復活し、定期監査での意見聴取によると、早期にセクションの長となってモチベーションが上がったとか、担当者にとって相談しやすい環境になったなどの意見があった。

については、不適正な財務会計処理をなくしこれを適正に執行していくため、嘱託職員を含む、会計事務担当者及び決裁者への、継続的な研修機会の付与・充実を図るとともに、組織内の環境整備や内部統制の充実を図ること等により、適正な財務会計処理の確保に努められたい。

さらなる適正な会計処理の執行に向けて、階層別職員研修等による法令遵守の徹底などに取り組んでおり、今後も継続して取組みを行う。

地方機関における係長制について、平成26年4月の組織改正により係長職を増やした。

(出納局)

① 会計事務研修の充実強化

職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、下記の会計事務研修会を実施した。なお、今年度は担当者だけでなく決裁者も対象とした。

・会計事務実務研修会（H26年2月）

：過去の不適正事案の説明、広島国税局による消費税改正の説明等

・会計事務担当者及び決裁者研修会（H26年6月）

：会計制度の全般にわたる研修

② 「会計事務に関するチェック項目」の作成

適正な会計処理を行うための「会計事務に関するチェック項目」をまとめたリストを作成し、全職員に周知した。

③ 会計事務に関する情報共有化の推進

平成25年度は「出納局だより」を10回発行し、会計情報の提供及び注意喚起を行った。

④ 出納審査の充実強化

出納審査事務の集中化以降、地方機関についても審査指導課において統一的な審査・指導を行い、適正な会計処理に努めている。

また、従来の「修正指示書」を見直し、より具体的に修正指示を行い、指導の強化徹底を図っている。

⑤ 会計検査の充実強化

これまで、地方機関しか会計検査を行っていなかったが、平成25年度からは、本庁・地方機関とも全所属の1/2を対象に検査を実施することにした。

また、検査体制については、出納監察スタッフに審査グループを加え、体制を強化するとともに、日常の支払審査の視点に立った検査・指導を行うようにした。

⑥ 財務会計システムの充実

平成28年度稼働予定の新財務会計システムの開発に合わせて、システムにおけるチェック機能の充実を図ることを検討する。

(教育庁総務課)

今後、さらなる適正な会計処理の執行に向けて次の事項に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none">・ 嘱託職員を含む会計事務担当者等に対する研修の充実 ・ 強化・ 事務処理の適正な処理を確保するためのチェック体制を確立し実行・ 部下が上司に気軽に相談できる風通しの良い職場環境を醸成
--	--

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成25年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月24日

島根県監査委員 藤 間 恵 一
同 平 谷 昭
同 錦 織 厚 雄
同 後 藤 勇

平成25年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 指摘事項</p> <p>(1) 補助金の管理執行が適切でなかったものについて</p> <p>島根県空港利用促進事業費補助金の事業の一部について、隠岐観光協会と共同で実施し、その実施主体となった同協会に対し、事業費総額の一部を負担金として支出しているが、負担金の積算根拠が示されていないなど証拠書類記載内容の不備や確認漏れがあった。</p> <p>(2) 補助金交付事務が適切でなかったものについて</p> <p>交通対策課においては、隠岐空港利用促進協議会における補助事業の実施状況について、現地への出張等の際に証拠書類で確認するなどの進捗管理を行っていたとして、事業終了後の実績報告に関する確認については提出書類審査によって行い、補助金額を確定していた。</p> <p>しかしながら、島根県空港利用促進事業費補助金事業の一部について隠岐観光協会と共同実施した事業への負担金の積算根拠について適切に把握されていないなど、関係諸帳簿の確認が適切に行われておらず、実績報告における補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が不十分であることが判明した。</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 指定管理のあり方について</p> <p>平成23年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、次回の更新時には指定管理者制度が導入されて10年が経過することから、この制度の検証を行う中で、個別施設の特性や管理実態を踏まえて、柔軟な期間設定等についても検討されたいと意見を述べたところである。</p>	<p>(1) 補助金の管理執行が適切でなかったものについて</p> <p>(隠岐空港利用促進協議会)</p> <p>隠岐観光協会と共同で実施する事業について、あらかじめ同協会から負担金の積算根拠の提出を受け、その内容が適切であるか確認を行う。</p> <p>事業の執行段階では執行状況について随時確認を行う。</p> <p>事業完了後には完了報告書の提出を受け、負担金の充当内容について確認を行う。</p> <p>(2) 補助金交付事務が適切でなかったものについて</p> <p>(交通対策課)</p> <p>執行状況に関する資料について、四半期毎に隠岐空港利用促進協議会から提出を求め、それを確認した上で現地に出向き、関係帳簿等証拠書類を精査し、進捗管理を行うこととする。</p> <p>事業完了後は現地調査を実施し、実施状況の把握と実施結果の確認を適切に行う。</p> <p>(1) 指定管理のあり方について</p> <p>(人事課)</p> <p>指定管理者制度の運用に係る県の統一的な考え方を示すガイドラインについて、最大8年の指定期間設定が可能となるよう見直しを行った。</p>

今回の監査では、指定管理者3団体の監査を行ったが、その中において、将来を見据えた活動の展開や、活動を担う人材の育成、確保を行う上で課題があるとする意見があった。

平成26年度には、県の指定管理施設のうち24施設が一斉更新の手続きをされる予定であり、現在基準の見直しを検討中とのことであるが、他県の動向等も踏まえ、期間設定等について、個別施設の特性や管理実態に応じた柔軟な対応を行われたい。

(2) 観光振興施策の推進について

島根県では、平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、歴史文化に彩られた「しまね」の魅力を全国にアピールし、観光交流の一層の拡大を通じて地域の振興を図るとともに、県民自ら歴史・文化の魅力を再認識し郷土に対する誇りを醸成する「神々の国しまね」プロジェクトを立ち上げ、強力に取り組んでいる。

今回の監査では、「神々の国しまね」プロジェクトの実施主体となっている神々の国しまね実行委員会をはじめ、県が財政支援を行っている観光関係団体（神話の国縁結び観光協会、石見観光振興協議会など）の事業の実施状況やその成果等について確認を行ったところである。

プロジェクトによるPRや「神話博しまね」の開催、「出雲大社平成の大遷宮」などにより本県への全国からの関心も高まり、多くの観光客が訪れているが、観光客の動向を見ると、出雲部が中心となっており、石見部、隠岐を含む県下全域で増えていくようにすることが課題となっている。

平成25年9月の隠岐の世界ジオパーク認定や平成26年3月からの萩・石見空港の東京便2便化、中国横断道尾道松江線の延伸等の追い風もあり、プロジェクトの成果を一過性のもので終わらせないよう、引き続き行政、民間、県民が一緒になって島根の観光振興に取り組んでいく必要がある。

平成25年度からは、観光振興課内にしまねの

(2) 観光振興施策の推進について

（観光振興課）

「神々の国しまね」プロジェクトの様々な成果を生かすとともに、島根の観光の勢いを継続させていくため、平成26年度から“神々”と“ご縁”観光総合対策事業を大幅に拡充した。

ご縁の国しまねをテーマとした観光キャンペーン、石見神楽や神社など県内各地の資源を活用した観光地づくりの推進、各地域の観光人材の育成、MICE等の新市場の開拓などに重点的に取り組み、県内全域への誘客を図る。

魅力発信室を設置して、「神々にご縁観光総合対策事業」として「ご縁の国しまね」キャンペーンを展開中であるが、引き続きこれまでの成果を継続・発展させていくとともに、観光市場の変化に的確に対応しながら、地域資源を生かした本県観光の更なる魅力アップや隣県を含む広域的な旅行商品づくりなどにより、県内全域への観光誘客の拡大に努められたい。

(3) 補助事業に係る実績確認について

補助事業に係る実績確認については、平成21年度会計に係る定期監査結果報告において、「補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけで実績を十分確認することができる場合を除き、できる限り現地調査を実施し、必要に応じ証拠資料の提出を求め確認するなど、その実績確認を適切に行うようにされたい。」と意見を述べた。

これに対する措置として、県においては、できる限り補助金交付先に出向いて、補助事業者から、実績報告書の内容について、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行い、補助金額の確定を行うなど適切な実績確認を行うこととされたところである。

しかしながら、今回の財政的援助団体等監査において、その確認が不十分な事例があった。

については、実績確認について、実施状況の把握と実施結果の確認が適切に行われるよう改善されたい。

また、補助対象事業の範囲、執行基準等について具体的に示すなど、補助事業者に対し十分な周知を図るとともに適切な指導をされたい。

(3) 補助事業に係る実績確認について

一県の総括的な対応－
(政策企画監室)

補助事業の実績確認については、できる限り補助金交付先に出向いて現地調査を行い、関係帳簿等証拠書類の確認を行うなど、適切な執行に取り組むよう主管課長会議等の場を通じて繰り返し徹底を図っていく。

一個別的な対応－
(各所管課共通)

補助事業の実施にあたっては、補助事業者に対して、引き続き補助対象事業の範囲、執行基準等について十分な周知を図り、適切な指導に努める。

(総務課：公立大学法人島根県立大学、(公財)島根県育英会、(一社)島根県私学教育振興会、学校法人澤田学園)

決算書の提出や、現地調査を実施することなどにより適切な実績確認に努める。

(しまね暮らし推進課：(公財)ふるさと島根定住財団)

補助事業の執行状況については、これまでも随時、補助事業者から報告を求め、適正に執行されるよう進捗管理を行っているが、今後は必要に応じて現地に出向いて証拠書類の確認を行うことにより、適切な実績確認に努める。

(交通対策課：萩・石見空港利用拡大促進協議

会、21世紀出雲空港整備利用促進協議会)

補助事業の執行状況については、これまでも随時、補助事業者から報告を求め、適正に執行されるよう進捗管理を行っているが、今後は必要に応じて現地に出向いて証拠書類の確認を行うことにより、適切な実績確認に努める。

(交通対策課：隠岐空港利用促進協議会)

今後は、執行状況に関する資料について、四半期毎に補助事業者から提出を求め、それを確認した上で現地へ出向き、関係帳簿等証拠書類を精査し、進捗管理を行うこととする。

事業完了後は現地調査を実施し、実施状況の把握と実施結果の確認を適切に行う。

(農業経営課、農畜産振興課、農地整備課：(公財)しまね農業振興公社)

これまでも、補助事業者に直接出向き、実績報告の内容について、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行ってきたところであるが、今後も引き続き適切に行っていく。

(商工政策課：(一財)くにびきメッセ)

補助事業者から提出された実績報告書の内容確認のために、交付先に出向いて、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行っている。

今後とも引き続き事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を適切に行っていく。

(観光振興課：神々の国しまね実行委員会、隠岐空港利用促進協議会、石見観光振興協議会、神話の国縁結び観光協会、隠岐観光協会、山陰国際観光協議会)

平成25年度の補助事業の実績確認については、実績報告書等の書類審査だけで実績を十分に確認できない事業については、交付先に出向いて、現地調査を行ったところであり、今後も引き続き適切に確認を行っていく。

	<p>また、必要に応じて、事業中途でのヒアリングを行うなど適切な指導を行う。</p> <p>(中小企業課：松江商工会議所、出雲商工会議所)</p> <p>補助事業者から提出された実績報告書の内容確認のために、複数の補助金交付団体（松江商工会議所等）を一箇所に集め、事業実施の関係書類を持参させ、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行っている。</p> <p>今後とも引き続き事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を適切に行っていく。</p> <p>(建築住宅課：（一財）島根県建築住宅センター)</p> <p>補助事業完了後、担当職員が補助事業者へ出向き、申請書類、検査書類、支払い書類等を確認し、補助事業の実績確認を実施した上で額の確定を行っており、今後も引き続き適切に確認を行っていく。</p> <p>(学校企画課：（公財）島根県育英会)</p> <p>補助事業の実績確認については、できる限り補助金交付先に出向いて現地調査を行い、関係帳簿等証拠書類の確認を行う等により、適切な執行に取り組む。</p>
<p>II 個別</p> <p>1 神々の国しまね実行委員会</p> <p>(所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① プロジェクトの成果を生かした観光の振興について</p> <p>神々の国しまね実行委員会は、「神々の国しまね」プロジェクト（平成22年度～25年度）の実施主体として設立されたものであり、このプロジェクト終了後、決算をした段階で解散の予定である。</p> <p>このプロジェクトにより、県内各地では、まち歩き定時ガイドツアーや周遊バスツアーなどの新たな旅行商品の造成、地域が主体と</p>	<p>① プロジェクトの成果を生かした観光の振興について</p> <p>「神々の国しまね」プロジェクトの様々な成果を生かすとともに、島根の観光の勢いを継続させていくため、平成26年度から“神々”と“ご縁”観光総合対策事業を大幅に拡充した。</p> <p>ご縁の国しまねをテーマとした観光キャンペーン、石見神楽や神社など県内各地の資源を活用した観光地づくりの推進、各地域の観</p>

なったイベントの開催などの取組を通じて、様々なノウハウが得られるとともに、行政・民間団体・県民が協働した観光地づくりが進展した。

また、プロジェクトで開催した「神話博しまね」や他機関と連携した「出雲大社展」には予想を超える来場者があるなど、全国からの関心も高まっている。平成25年には、「出雲大社平成の大遷宮」などの効果により多くの人が島根を訪れており、今後もこの流れが続いていくようにしなければならない。

一方で、観光客数の動向を見ると、出雲部に集中しており、この成果を石見部、隠岐へ波及させることが課題となっている。

については、引き続きこのプロジェクトで得られた成果を継続・発展させていくとともに、観光市場の変化に的確に対応しながら、地域資源を生かした本県観光の更なる魅力アップや情報発信などにより、県内全域への観光誘客の拡大に努められたい。

光人材の育成、M I C E等の新市場の開拓などに重点的に取り組み、県内全域への誘客を図る。

2 (公財)しまね農業振興公社

(所管課：農業経営課、農畜産振興課、農地整備課)

(1) 団体

【意見】

① 農地中間管理事業への適切な対応について

国においては、農業競争力強化を進めるため、米の生産調整の見直しなど農業政策の大転換を進めつつあり、この政策の一環として、農地中間管理事業の推進に関する法律を制定し、都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や企業）に貸し出す仲介役を担わせる制度が創設された。

この機構については、各都道府県知事が農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる一般財団法人又は一般社団法人を、その申請により一つ指定することとされ、島根県においては、この機構の指定先として県内唯一の農地保有合理化法人であるしまね農業振興公社が想定されているとのことである。

① 農地中間管理事業への適切な対応について

公社は、平成26年3月20日付けで農地中間管理機構の指定を受け、平成26年4月より組織体制の整備を図り、農地中間管理事業を開始したところである。

同事業については、県と連携して市町村と意見交換を行っているが、その結果、今後も業務量の大幅な増加が見込まれることから、引き続き公社の組織体制の強化・整備に努め、より一層、県及び関係機関と連携し、事業に取り組んでいく。

については、この機構の指定は、業務量の大幅な増加等しまね農業振興公社の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されるところから、国の動向を注視しつつ、団体の組織体制の整備など適切な対応に努められたい。

② 石央農用地の有効活用等について

石央農用地については、一部（新開団地）が浜田市に売却されるとともに、一部貸付けが行われ耕作されているものの、未利用の状況で公社が草刈りや巡回等の管理を行っている。

こうした中、浜田市において、今後期待される新規就農や認定農業者の規模拡大等を図るため、新開団地と同様の拠点農業団地として整備を行う計画が検討されている。

については、関係機関と連携し、石央農用地の有効活用等に向けて積極的に関わられたい。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について

中海干拓農地の売渡し促進に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業（取得前提リース・長期貸付リース）における貸付料の減額や農地等取得支援事業（農地取得貸付金等の各種融資）における融資限度額の引き上げ等により、認定農業者、農業生産法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業などに対する働きかけを強化してきた。

こうした促進策により、平成24年度には農業参入企業への長期貸付が増加し、公社管理農地は大幅に減少したものの、平成24年度末現在の未売渡し農地は37.7ha（取得前提貸付農地3.1haを除く。）であり、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。

については、今後とも関係機関と連携し、新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極的に行うとともに、都会地での新規就農相談会への参加等により中海干拓農地の売渡しに努められたい。

また、公社管理農地の減少は、土地改良

② 石央農用地の有効活用等について

浜田市は、石央農用地（元谷団地）を拠点農業施設として整備を行うため、同用地の買い受け意向を示されており、県と連携して浜田市への売却に向けた協議、調整を行っている。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について

引き続き中海干拓農地の早期完売に向け関係機関と連携し、東京、大阪等で実施されている新規就農相談会への情報提供を行うとともに、農業参入を目指す企業へも干拓農地と各種支援制度のPRを積極的に行う。

また、中海干拓農地が有効活用できるよう、認定農業者はもとより県内外の農業生産法人以外の法人も対象となる入植促進農地貸付事業についても、PR活動をより一層強化していく。

賦課金や草刈り等の維持管理経費の縮減につながるものであることから、入植促進農地貸付事業のPR活動をより一層強化され、中海干拓農地の有効利用にも取り組まれない。

(2) 所管課

【意見】

① 農地中間管理事業への適切な対応について
団体に対する意見で述べたように、農地中間管理機構の指定に当たっては、指定先の運営に大きな影響を及ぼすことが想定されるところであり、国の動向を注視しつつ、業務が円滑に実施されるよう、指定先との連携を密にして適切な対応を行われたい。

② 石央農用地の有効活用等について
団体に対する意見で述べたように、石央農用地の有効活用等については、農業振興や県の財政負担の軽減にもつながるものであり、団体と一体となって有効活用等が進むよう積極的に取り組まれない。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について
団体に対する意見で述べたように、中海干拓農地の売渡し等については、農業振興や県の財政負担の軽減にもつながるものであり、団体と一体となって積極的に取り組まれない。

① 農地中間管理事業への適切な対応について
(農業経営課)

農地中間管理事業については、平成26年3月20日付で公益財団法人しまね農業振興公社を農地中間管理機構として指定をしたところであるが、指定先である公社では、平成26年度より嘱託職員を増員し、現在業務にあたっているところである。

本格的な農地の権利移動は本年秋以降となるため、業務が円滑に実施されるよう今後も引き続き公社とは連携を密に行い、状況把握に努め、適切に対応していく。

② 石央農用地の有効活用等について
(農畜産振興課)

浜田市において元谷団地(石央農用地)を取得する意向を表明されたことを受けて、浜田市及びしまね農業振興公社と連携しながら、今年度中に浜田市へ売却し、浜田市における拠点農業団地として整備し、有効活用できるよう支援する。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について
(農地整備課)

平成24年度から平成28年度を売渡集中期間に設定して売渡しと貸付けを推進している。

未売渡地はしまね農業振興公社の管理となることから、県の財政負担を伴う当該地の維持管理経費の縮減に向け、同公社と連携して長期貸付を重点的に推進しているところである。

なお、売渡し等にあたっては、新たな担い手の参入を誘導するとともに、既に入植している担い手が規模拡大を図ることができるよう販路拡大対策等にも関係機関が一体となっ

<p>3 (公財) ふるさとしまね定住財団 (所管課：しまね暮らし推進課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>ふるさと島根定住財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU I ターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。</p> <p>若者の県内就職支援についてみると、「ジョブカフェしまね」による個別カウンセリングを通じた就職決定者は年々増加を続けており、また、県内外に進学した学生に対して島根県の企業情報や就職活動に関する情報を提供し、県内での就職を促進する「しまね学生登録制度」の新規登録者数は、平成24年度に大幅に増加している。</p> <p>また、平成25年度に、島根県にU I ターンしたい人を対象として東京、大阪及び広島で開催した「しまねU I ターンフェア」は、各会場とも過去最高の来場者となった。</p> <p>このことは、地方移住への関心の高まりとして受け止めることができるし、「U I ターンしまね産業体験事業」など財団が取り組んできた活動の成果として評価できる。</p> <p>一方、本県人口は減少に歯止めがかからず、平成25年10月1日現在の推計人口は、前年同月より4,837人減少して702,237人となり、70万人を切ることも間近な状況となってきた。</p> <p>については、これまでの成果を踏まえ、引き続き県内就職者やU I ターン者の増加につながるよう着実に取り組まれない。</p>	<p>て取り組む。</p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>現在、取り組んでいる既存事業についても、課題等を一つ一つ洗い出し、島根県への定住を考える方々にとって利用しやすい制度になるよう、引き続き努力していく。</p>
<p>4 公立大学法人島根県立大学 (所管課：総務部総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 大学の施設開放の促進について</p> <p>大学では、「公立大学法人島根県立大学不</p>	<p>① 大学の施設開放の促進について</p> <p>公立大学法人島根県立大学において島根県</p>

<p>動産等貸付要領」において、主に1か月未満の短期使用を目的として施設開放ができることとし、開放を行う施設等については、「島根県立大学講堂等開放要領」等を定めているが、開放施設は、浜田キャンパス及び松江キャンパス内の一部施設にとどまっている。</p> <p>ついては、地域に開かれた大学づくりを進める観点から、出雲キャンパス内の施設の開放の検討を行うなど、開放施設の拡大に努められたい。</p>	<p>立大学出雲キャンパス施設開放要領を定め、平成26年4月1日より施行している。</p>
<p>5 (一財) 島根県建築住宅センター (所管課：建築住宅課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 今後の住宅リフォーム助成事業のあり方等について</p> <p>「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金」は、高齢化社会に対応した住まいの性能を確保し、安全で安心して生活できる良質な住環境を整備するため、既存住宅をバリアフリー改修又は部分的耐震改修する者に対して費用助成を行うものである。</p> <p>高齢化の進む県内においては、不慮の家庭内事故による死亡者が増加傾向にあり、住まいの安全対策は急務であるが、バリアフリー改修については、助成制度が浸透したこともあり、事業実績は年々増加しており、平成25年度も要望が多い。</p> <p>また、木造住宅の耐震化率は、古い家が多いこともあり、平成20年度65%で全国最低となっている。耐震改修については、設計・施工業者の意識不足を解消するために、平成24年度補正で耐震改修を促進するための普及啓発事業を追加実施しているが、なかなか進まない状況にある。</p> <p>ついては、これまでの事業実績や効果を検証するとともに、県民ニーズや関係団体の意見なども十分踏まえ、今後の事業のあり方等について検討されたい。</p>	<p>① 今後の住宅リフォーム助成事業のあり方等について</p> <p>バリアフリー助成については、高齢者がより安全・安心に暮らせるよう、助成内容の充実等に今後も取り組んでいく。</p> <p>また、耐震改修事業については、改修実績が少ないことから、平成26年度から助成を取りやめたところであり、今後は、引き続き市町村とも連携を図りながら高齢者の住む住宅の耐震化をどう進めるのか検討していく。</p>
<p>6 萩・石見空港利用拡大促進協議会 (所管課：交通対策課)</p>	

(1) 団体

【意見】

① 萩・石見空港の利用促進について

新幹線や高速道路など他の高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、観光をはじめとする産業の振興や人口定住など地域の活性化にとって重要な課題である。

平成23年からは大阪路線が夏季期間限定運航となり、大阪路線の定期運航化と東京路線の複便化に向けて航空会社等と利用促進に取り組んでいる。

こうした中、国土交通省が羽田空港国内線発着枠の配分で募集した政策コンテストに応募し、1往復分が配分されたことから、平成26年3月からは念願であった東京路線の2往復便化が実現することとなった。

地元にとっては、観光振興等で大きな効果が期待できるが、2年間の期限付きであり、将来に向かって複便運航が継続されるよう、引き続き利用促進に取り組まれない。

(2) 所管課

【意見】

① 萩・石見空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、東京路

① 萩・石見空港の利用促進について

萩・石見空港利用拡大促進協議会では、平成25年度において東京線の2便化、大阪線の定期便運航再開に向け、運賃助成、団体や個人向け旅行商品造成への支援、交流事業の促進、情報発信など利用促進を積極的に取り組んだ結果、利用者数は前年対比で東京線が112.4%、大阪線が111.2%と好調な伸びを見せた。

また、東京線においては国の募集した羽田発着枠政策コンテストに採択され、地元の悲願であった増便が実現し、平成26年3月30日から2年間の限定ではあるが、1日2便の運航が始まった。

平成26年度においては、当初、圏域住民への周知不足等から搭乗率が低迷していたが、運賃助成制度や早期予約の格安な運賃情報などを徹底して周知するとともに、首都圏発の団体客・個人客向け旅行商品の造成支援を行うなどにより、徐々にではあるが、利用者数は増加し、搭乗率も上昇傾向にある。

今後も、島根県、航空会社（ANA）と連携しながら利用促進や情報発信に取り組むことにより、更なる利用者数の増加を図り、3年目以降の2便運航が継続されるよう取り組んでいく。

		平成24年度	平成25年度
東京線	利用者数	66,172人	74,384人
	搭乗率	54.2%	61.1%
大阪線	利用者数	4,533人	5,039人
	搭乗率	61.3%	66.8%

注) 大阪線の運航期間は、平成24年度・25年度とも7月13日から8月31日まで（50日間）

① 萩・石見空港の利用促進について

県では、2便化が実現した東京線の運航継

線復便運航の維持等を図るため、団体の利用促進対策への支援、県関係部局や地元と連携した観光振興、地域振興等による需要創出対策などに積極的に取り組まれない。

続のため、萩・石見空港利用拡大促進協議会が行う団体旅行客の誘致や地元圏域からの利用拡大などの利用促進事業への支援を行っている。

また、観光振興課においても観光面での誘客対策として、個人観光客の誘致や石見地域の魅力づくりに重点的に取り組んでいる。

さらに、平成26年度においては、航空会社（ANA）、協議会（事務局：益田市）、県（交通対策課・観光振興課）による「東京路線利用促進連絡会議」を定期的に開催し、利用促進策の進捗管理や効果検証、対応策の検討を行い、タイムリーかつ確かな対策を行うことで、更なる利用者増に努める。

7 隠岐空港利用促進協議会

（所管課：交通対策課、観光振興課）

(1) 団体

【改善等を要する事項】

- ① 補助金の管理執行が適切でなかったものについて

島根県空港利用促進事業費補助金の事業の一部について、隠岐観光協会と共同で実施し、その実施主体となった同協会に対し、事業費総額の一部を負担金として支出しているが、負担金の積算根拠が示されていないなど証拠書類記載内容の不備や確認漏れがあった。

【意見】

- ① 補助金の適切な管理執行について

改善等を要する事項にもあるように、島根県空港利用促進事業費補助金の管理執行について適切に行われていなかった。

については、今後は補助金の適切な管理、執行に努められたい。

- ② 隠岐空港の利用促進について

隠岐空港利用促進協議会は、生活路線として島民の利便性向上と観光を主とした対策の

- ① 補助金の適切な管理執行について

隠岐観光協会と共同で実施する事業について、あらかじめ同協会から負担金の積算根拠の提出を受け、その内容が適切であるか確認を行う。

事業の執行段階では執行状況について随時確認を行う。

事業完了後には完了報告書の提出を受け、負担金の充当内容について確認を行う。

- ② 隠岐空港の利用促進について

出雲便については、生活路線であることからアウトの利用者の利便性を図る（レンタカ

実施により離島航空路線の維持・確保に努めている。また、東京羽田直行便を目指した大阪夏季ジェット便の運行継続を図るため、安定した利用実績の確保を図っている。

平成24年度の搭乗率は、夏季ジェット便で77.4%（目標搭乗率80%）、隠岐伊丹便で64.4%（目標搭乗率60%）、隠岐出雲便で56.1%（目標搭乗率60%）で一定の成果を上げている。

引き続き観光振興施策と連携した取組を効果的に展開し、安定的な利用の確保に努められたい。

一利用支援ほか）とともに、9月以降の観光客利用促進を図るために、キャンペーン（プレゼント企画）の実施や、冬季に広島、岡山などからの利用促進を図るためのツアー等を設定する。

大阪便については、冬季（12月～2月）の機材が平成23年から74人乗りとなり、観光客誘客を中心に利用促進に取り組み、平成23年度は900名余り、平成24年度は1200名弱、平成25年度は1300名余りと観光客の利用が確実に増えている。また、同時にアウト対策も実施しており、平成25年度の冬期間の利用は大幅にアップしており、出雲大社遷宮効果により夏までの利用者が減少した部分を回復し、ほぼ前年並みの搭乗者となっている。

冬季については、出雲便も含めて利用者が増えており、今後も交流人口の拡大を図るとともに、平成26年度も運航が決定した夏季ジェット便と併せ、年間を通じた誘客、誘致活動に取り組み、羽田直行便実現に向けて実績を積み上げていく。

(2) 所管課

【改善等を要する事項】

① 補助金交付事務が適切でなかったものについて

交通対策課においては、隠岐空港利用促進協議会における補助事業の実施状況について、現地への出張等の際に証拠書類で確認するなどの進捗管理を行っていたとして、事業終了後の実績報告に関する確認については提出書類審査によって行い、補助金額を確定していた。

しかしながら、島根県空港利用促進事業費補助金事業の一部について隠岐観光協会と共同実施した事業への負担金の積算根拠について適切に把握されていないなど、関係諸帳簿の確認が適切に行われておらず、実績報告における補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が不十分であることが判明した。

<p>【意見】</p> <p>① 補助金交付事務の適切な執行について 改善等を要する事項にあるように、現地調査により進捗管理を行ったとしているものの、その際の証拠書類等の確認が不十分で、補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が適切に行われていなかった。 については、補助金の実績報告の内容について、関係帳簿等証拠書類の精査、確認を適切に行うとともに、隠岐空港利用促進協議会に対し、補助制度の適切な執行について指導されたい。</p> <p>② 隠岐空港の利用促進について 団体に対する意見で述べたように、安定的な利用の確保を図るため、引き続き観光振興施策と連携し、取り組まれない。</p>	<p>① 補助金交付事務の適切な執行について 執行状況に関する資料について、四半期毎に隠岐空港利用促進協議会から提出を求め、それを確認した上で現地へ出向き、関係帳簿等証拠書類を精査し、進捗管理を行うこととする。 事業完了後は現地調査を実施し、実施状況の把握と実施結果の確認を適切に行う。 また、隠岐空港利用促進協議会に対し、補助対象事業の範囲、執行基準等について具体的に示し、補助事業が適切に執行されるよう指導していく。</p> <p>② 隠岐空港の利用促進について 平成25年度の搭乗率は、夏季ジェット便72.1%（目標80%）、隠岐—伊丹便63.2%（目標65%）、隠岐—出雲便59.6%（目標60%）という実績となった。 今後も「隠岐世界ジオパーク」や「冬季観光客誘客」対策など、関係機関と連携し諸施策に取り組んでいく。</p>
<p>8 21世紀出雲空港整備利用促進協議会 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 出雲空港の利用促進について 21世紀出雲空港整備利用促進協議会では、これまで利用者が減少する冬期の空港利用につながる旅行商品の造成など観光振興とセットした利用促進対策や、航空運賃の低廉化に向けた要望活動等に取り組んできた。 平成25年度に入って、平成の大遷宮をはじめとする観光需要の高まりにより利用者数が伸びてきたところであるが、今後は、遷宮効果が終了した後の観光需要の減少、また、米子空港に就航した格安航空便の影響が懸念されるところである。 については、観光振興とセットした利用促進対策や航空運賃の低廉化に引き続き取り組まれない。</p>	<p>① 出雲空港の利用促進について 平成25年度の出雲空港は、冬季の利用促進策等の効果もあり過去最高の84万人を上回る利用者数を記録した。 今後もこの観光需要を維持するため、島根県と情報共有を行い、島根県の観光施策と連携した効果的な利用促進を図る。 また、航空運賃の低廉化についても島根県と一緒に引き続き航空会社へ働きかけを行っていく。</p>

<p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 出雲空港の利用促進について</p> <p>団体に対する意見で述べたように、観光振興とセットした利用促進対策や、航空運賃の低廉化に引き続き取り組まれない。</p>	<p>① 出雲空港の利用促進について</p> <p>平成25年度の出雲空港は、冬季の利用促進策等の効果もあり過去最高の84万人を上回る利用者数を記録した。</p> <p>今後もこの観光需要を維持するため、観光振興課、21世紀出雲空港整備促進協議会と情報共有・連携を行い、効果的な利用促進を図る。</p> <p>また、航空運賃の低廉化についても、21世紀出雲空港整備促進協議会と一緒に引き続き航空会社へ働きかけを行っていく。</p>
<p>9 石見観光振興協議会</p> <p>(所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 石見地域の観光振興について</p> <p>石見観光振興協議会においては、「なつかしの国 石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進しており、平成24年度は「石見の夜神楽」毎日公演や神社における昼食付神楽上演、宿泊客を対象とした出張上演などの取組を行い、県内外での公演では石見地域外に石見神楽ファンを拡大した。</p> <p>また、石見の食材を活用した新ご当地めし「神楽めし」キャンペーンや「柿本人麻呂ゆかりの地 石見」で万葉恋歌をモチーフに「石見で縁を深める」取組、世界遺産「石見銀山遺跡」での「歩く観光」の推進など、地域資源を活用した取組も進められているところである。</p> <p>ついでには、石見神楽ブランドの確立に向けた取組等、引き続き進めるとともに、各地域にある観光素材の新たな発掘と観光商品としての磨き上げに、県と地元がより一層連携して取り組まれない。</p>	<p>① 石見地域の観光振興について</p> <p>当協議会は、石見広域観光の推進母体として、全域の情報発信や観光商品づくり、石見神楽ブランドの確立に向けた振興事業などに、官民一体となって取り組んでいる。</p> <p>石見地域の観光情報発信や地域ならではの観光商品づくりに当たっては、継続した取組みが重要であることから、観光客の増加に向けて、県、市町、観光関係団体の連携を一層強化していく。</p>
<p>10 神話の国縁結び観光協会</p> <p>(所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p>	

【意見】

① 県の施策と連携した取組について

神話の国縁結び観光協会は、設立以来、島根県東部の官民が一体となり、「縁結び」をテーマに首都圏をターゲットとした情報発信や広域観光商品の企画を進めてきた。このような取組の成果は、縁結びスポットへの女性を中心とした観光客の入り込み数の増加などに見られるところであるが、今後、圏域内の観光客の入り込みを増やすためには、閑散期である冬季の誘客対策が不可欠である。

については、平成25年春の尾道松江線開通を契機とした山陽、四国、九州地域における情報発信の強化や幅広い世代に向けた誘客対策など、「神々の国しまね」プロジェクトに続いて県が平成25年度から展開している「ご縁の国しまね」キャンペーンと連携し、取り組まれたい。

① 県の施策と連携した取組について

平成25年は、出雲大社の平成の大遷宮の影響もあり、圏域内には前年を大きく上回る観光客が訪れた。この勢いを維持していくため、平成28年まで続く大遷宮や縁結びスポットの一層の情報発信に努めるとともに、新たな観光素材の創出や、旅行会社への商品造成の働きかけなどにより、若い世代だけでなく、シニア層の誘客にも取り組んでいく。

冬季を中心とした閑散期対策としては、温泉や食を生かしたイベントの開催や情報発信により誘客強化を図っていく。

また、平成26年度中には尾道松江線が全線開通することから、利便性の向上する九州・四国への誘客活動に重点的に取り組む。

実施に当たっては、構成市や県ともよく連携し、誘客効果を高めていく。

11 隠岐観光協会

(所管課：観光振興課)

(1) 団体

【意見】

① 隠岐観光協会のあり方について

隠岐地域においては、これまでも地域の観光資源や特色を活かした取組が行われてきたが、近年、隠岐への観光客の入り込み数は減少傾向にある。

平成24年度は島根県が「古事記編纂千三百年」をキーワードに県内各地で観光客誘致の取組を行い、隠岐においては隠岐ジオパーク世界認定に向けた各種イベントが開催されたが、隠岐汽船乗降客のうち観光を目的とする者の数は82,367人で、平成21年度の97,608人から約15,000人の減となった。

このため、観光商品の内容や受入体制など観光振興の考え方や手法について、隠岐観光協会の新たな取組が求められるところであるが、取組体制や運営方法、財源の確保等の課題があり、隠岐観光協会のあり方について平成24年度から検討が続けられている。

については、隠岐ジオパーク世界認定を契機とした新たな観光振興の推進を図るため、隠

① 隠岐観光協会のあり方について

平成24年度から検討していた当協会のあり方については、平成26年3月の隠岐観光協会臨時総会において、以下のとおり方針をまとめた。

(1) 当協会の活動については、観光消費額の増加を図っていくための具体策として、マーケティング活動を実践し、市場動向に合わせた広報宣伝、誘客対策を実施する。また、観光に関する様々なサービスの品質向上を図り、観光客の満足度を向上させて、リピート客につなげるよう取り組む。

そのために、協会内に本部、支部（各島観光協会）、観光事業者からなる営業戦略会議を設置し、企画の立案や評価などを実施していく。

(2) 当協会の推進体制については、世界ジオパーク認定を契機とした観光振興を図るため、平成26年度から島根県隠岐支庁に事務所を移転し、県民局観光振興課、隠岐世界

<p>岐観光協会のあり方について早急に結論をとりまとめ、取り組まれない。</p>	<p>ジオパーク推進協議会との連携体制を強化する。</p> <p>また、現状の事務局体制（5名）に見合った事務処理の効率化や事業内容を精査するとともに、県民局観光振興課、支部との役割分担を明確にして、効率的かつ効果的な事業実施ができるよう改める。</p> <p>当面、隠岐観光協会の法人化は行わず、公共サービスを中心とした事業展開を行う。</p>
<p>12（公財）しまね文化振興財団 （所管課：文化国際課、文化財課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 八雲立つ風土記の丘の指定管理について 八雲立つ風土記の丘の指定管理については、入館料収入にメリットシステムが導入されており、平成24年度の入館料収入は目標額の73%にとどまったため、指定管理料の減額変更（20万円余）が行われていた。</p> <p>平成23年度に監査を実施した際にも意見を述べたところであるが、収入目標額が企画展入館料が引き下げられる以前の収入実績を勘案して設定されており、現状では目標達成が相当困難なものになっている。</p> <p>平成27年度に指定管理が更新される予定であるが、小中高校生の入館料が完全に無料化されている現在、メリットシステムについては、その継続の必要性を含めて検討を行いたい。</p> <p>※メリットシステムとは 指定管理業者の努力によって入館者の増、使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った（下回った）場合は、その増（減）収分の1/2について当年度の指定管理料を増（減）するものである。</p>	<p>① 八雲立つ風土記の丘の指定管理について（文化財課）</p> <p>平成27年度から始まる次期指定管理期間において、指定管理者の努力が反映されることからメリットシステムは継続することとした。</p> <p>なお、公募条件における収入目標額の設定にあたっては、直近の過去3年間の入館料収入平均を勘案し、現状に即したものとした。</p>

成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月24日

島根県監査委員	藤 間 恵 一
同	平 谷 昭
同	錦 織 厚 雄
同	後 藤 勇

平成25年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項・意見について

1 包括外部監査の特定事件

県使用固定資産（賃借不動産を含む）の管理・活用方法について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

平成25年度 包括外部監査結果報告書「監査意見」に係る処理方針等

監査意見	処理方針・措置状況
<p>I. 県が賃貸する資産</p> <p>【1】ホテル宍道湖</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>①手続き違反（形式違反）</p> <p>i 本件無償貸与根拠規定は、地方公共団体が、組合への無償貸付を義務としているのではなく、あくまでも、地方公共団体が、「組合の運営に必要な範囲内」であり、かつ、組合に県有財産を貸すことが「できる」に留まる。</p> <p>よって、県は、組合に対して、無償貸与の要件充足を確認した上で、県有財産を無償貸与するか否かについて合理的理由をもって、判断しなくてはならない。</p> <p>ii この点、ホテル宍道湖に係る土地及び建物については、県において、昭和47年及び50年の稟議において、地方職員共済組合への無償貸与が承認されて以降、少なくとも平成20年以降は、無償貸与の要件を具体的に検討した記述は無かった。むしろ、いずれも、「地方職員共済組合が当該土地及び建物を地方公務員等共済組合法第112条第1項第1号の2に規定する福祉施設の用に供するための貸付けであるため無償貸与を行う」という記述にとどまっている。</p> <p>iii 以上より、県が、地方職員共済組合島根県支部に対して無償貸与を認めた判断過程について、要件審査が具体的になされていたと認めるべく記述も無い。</p> <p>iv この点、少なくとも賃貸開始当時は、要件充足が一見して明らかであり、賃貸当時は、書面上に記録がなされなかったとしてもやむをえない。</p> <p>しかし、現状は、要件充足が一見して明らかとまではいかない。</p> <p>そこで、仮に、県が更新時において要件充足があると適正に判断した場合にも、それを記録し、県民に対して開示・説明できるように準備することが必要である。</p> <p>特に、無償貸与であれば、適正手続き、行政に対する信頼感を担保するために特に、必要である。</p> <p>v よって、要件充足の判断を行った具体的な記録が無い点について、手続き違反がある疑いがあると認められる。</p>	<p>(人事課)</p> <p>考慮すべき事項は考慮したうえで無償貸与を行っており手続き違反には当たらないが、平成26年度の貸与から要件充足の判断過程をより詳細かつ具体的に記載するようにした。</p>
<p>〈意見〉</p> <p>①無償貸与要件違反（実質違反）</p> <p>i 資産稼働率が低いこと</p>	<p>(人事課)</p>

本施設の宿泊室の稼働率は62.3%（1稼働日当たりの地方職員共済組合員の宿泊室の利用率は、24.2%）であり、また、婚礼施設の利用は更に低迷している。

この点、県は、組合員の会食等の日程が重なり宿泊予約が集中する時期、曜日については、組合員でほぼ満室となり、予約を受けられないケースも多くあるから、現状の宿泊室数を確保しておく必要があるという。

また、県は、婚礼施設の利用がH24年度は14組あり、その後、低迷しているものの「ほとんど利用者はいない」とまでは言えないし、また、婚礼施設も一定程度の利用があり、組合員の福利厚生に役だっていないとはいえないとしている。

しかし、まず、宿泊室数について、繁忙期にほぼ満室になることがあるからと言って、現有の客室数が適切かの決定的理由にはならない。

むしろ、民間の発想からは、宿泊室の適正な稼働率があり、収益が確保されるかが決定的要素となると思われる。

更に、婚礼が年間14組は、利用者がゼロではないのは事実ではあるが、婚礼は最多時には年間400組あったとのことであるから、激減である指摘は免れない。

そして、地方公共団体の財産は、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならず（地方財政法8条）、普通財産は、主としてその経済的価値を発揮することで間接的に行政に貢献する財産であり、住民の福祉が基本とされなければならない（地方自治法1条）とされている。

よって、現状の利用率からすると、何十億円もの施設の半分近くが遊んでいる状態であり、福利厚生施設であるからと言って、それを正当化する根拠には全くならず、これを放置すると、違法となる可能性が高い。

ii 福利厚生施設の利用者に占める島根県職員の数が少ないこと

福利厚生の受益者は、当然に、県の職員だけでなく、他県の職員も入る。さらに、「相互利用制度」により、地方職員だけでなく、市町村職員、公立学校職員、警察職員、国家公務員も利用可能である。

そうすると、宿泊利用者のうち、島根県職員の利用率は31.3%、他県の職員を合わせて38.9%と、地方職員共済組合員の利用率は高くないと言えるが、相互利用をする人数を含めると、宿泊部門においては、7割以上が、地方職員組合が認める利用者である。

各共済組合は、他組合員等が自県の福利厚生施設を利用する一方、自県の職員が他組合等の施設を利用するという相互利用により福利厚生事業の効果を高めている。

よって、福利厚生施設としての目的を果たしているかどうかは、本県職員だけでなく他組合員等も含めて考えるべきであり、施設利用者の大半は組合員及び相互利用の他組合員である現在の利用状況から見ると無償貸与等の要件を満たしており、行政裁量の逸脱、濫用にも当たらない。

また、必要な修繕を行い、環境の維持・改善に努めている。

そうだとすると、福利厚生施設としての利用率は、ある程度あるように見える。

もっとも、本施設は、県の所有であり、島根県民の資産であり、一義的には、県職員の福利厚生施設である。また、職員組合が、相互利用制度により、利用可能者の範囲を拡大していたとしても、県が直接関与するものではない。

よって、全国組織の地方職員共済組合の他県組合員であればまだしも、県が直接的に福利厚生施設を提供する義務の無い者の使用がある（県職員以外の利用率は、県職員の利用率の1.5倍程度）からと言って、県の福利厚生施設が利用率が高いとまでは言い切れない。例えば、県職員が全く利用せず、東京都職員だけが利用している場合、その施設は、県の福利厚生施設として適当であると言えるだろうか。

更に、宴会部門になると、地方職員共済組合員比率は下がる。

したがって、現状の県職員の利用度からすると、県の福利厚生施設として無償で貸与する合理的要件を充足しているとは容易に結論し難い。

iii 無償貸与要件の考え方

なお、県は、地方公務員等共済組合法第112条第1項第1号の2の規定（ホテル宍道湖の開設の目的）、地方公務員法第42条の規定（福利厚生義務）を理由に、無償貸与の要件は、自動的に満たされているとする。

しかし、それは、県が、無償で貸与できる根拠（許容性）にしか過ぎず、それでは、無償貸与の合理的理由（十分性）の説明にはならない。

iv 結論

以上より、本施設の運営は、職員共済組合の運営に必要な範囲を超え、仮に超えていなくても、県が無償で貸与する合理的根拠が無い可能性がある。

特に、組合員の利用が少ない結婚式関連施設は、公有財産の放棄にほかならず、住民の福祉を置き去りにするものであって、地方自治法の趣旨、目的に反している。

更に、地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理しなければならないところ（地方財政法7条）、現状では、組合員の利用率低迷による経営への負担から、営業継続に必要な最小限度の修繕に限定せざるを得ない状況となっており、地方財政法7条に違反するおそれも生じている。

したがって、県が、職員共済組合に、ホテル宍道湖の

<p>建物土地等を、無償で貸与することは、違法である可能性がある。</p> <p>また、仮に、県の無償貸与が組合員の福祉の増進に必要な範囲内か否かという法律要件を充足していたとしても、資産の利用効率等の考慮すべき事項を十分に考慮しておらず、行政裁量の逸脱・濫用であり、不当となる可能性がある。</p>	
<p>②会計科目の修正</p> <p>県は、本施設の大規模改修費用について、実質的に地方職員共済組合から、1.2億円の借入れを行ない、その負債残高を、「確定賃料」としてバランスシートに計上する一方、不動産投資資金制度に基づき賃貸借契約を締結していることから、毎年の弁済は、「賃料」として、議会の議決を経て債務負担行為を設定し費用計上している。</p> <p>この点、借入金残高が、どのような名目であれ、バランスシートに負債として計上されているのであれば、簿外処理はないことから、問題は無い。</p> <p>しかし、毎年の費用認識について、県は、契約の法形式が「賃貸借契約」になっているからとし、賃料として処理しているが、実質は借入金弁済である。</p> <p>この点、賃料は、必要経費として認識され易く、利回りが多少高くてもチェックが入り難い。一方、金利負担は、利回りが高ければ、すぐに削減対象となる。</p> <p>よって、実質的に、借入金の返済であれば、支払い科目を賃料とするのは誤りであり、また、管理上の差異も考え、支払い科目を、「借入金」とすべきである。</p>	<p>(人事課)</p> <p>現行の制度による賃貸借契約に基づき支出しているものであり、公会計上は賃借料として支出することが妥当である。</p>
<p>③施設の維持</p> <p>県は、施設の必要な修繕は行っているから、建物が「老朽化の一途を辿り、負のスパイラルに陥っていくこと」とは言えないとする。</p> <p>しかし、現認する限り、設備の陳腐化や老朽化が進行している。</p> <p>また、適切な新規設備投資もせずに、一般顧客に対して営業を拡大していけるという県の見識は、民間の認識とはかけ離れており、とりえない。</p> <p>よって、県は、ホテル宍道湖を従前の通り維持するとの判断を行うのであれば、適切な投資も行うべきである。</p>	<p>(人事課)</p> <p>引き続き必要な修繕を行い、環境の維持・改善に努める。</p>
<p>④資産の有効活用の可能性の検討</p> <p>県は、地方職員共済組合の組合員の福祉増進目的のため、一定数の宿泊施設確保は必要である。</p>	<p>(人事課)</p> <p>まずは、組合員及び他組合員</p>

そうだとすると、本施設において、「必要な範囲」を超えた客室の取り扱いが問題である。

この点まず、必要な範囲を超えた客室・その他の施設が、一般の利用者向け営業が出来れば、営利目的施設として、県としては有償で賃貸すれば良いだけである。

しかし、ホテル宍道湖においては、一般の利用者への提供は、松江旅館ホテル組合との協定により制約されているため、結論的には、オール・オア・ナッシングの判断をせざるを得ないと思われる。

この点、県は、旅館組合との協定により、ホテル宍道湖から一般利用客に対する積極的な営業活動は制限されているが、平成25年の出雲大社遷宮効果による県外観光客の増加対応など、一定の条件を満たす場合は一般利用客の宿泊について旅館組合の承認を得ており、一般利用客が全く利用出来ないわけではないこと、ホテル全体の稼働率を上げていく取組みを行っていること、から、「オール・オア・ナッシング」との意見は受け入れられないとする。

しかし、現状の制約条件の下では、いくら改善努力をしても利用状況が抜本的に改善される見通しが現実的に立たない。

さらに、これだけの資産を放置することは、県民感情として許されない。

よって、オールが無いのであれば、ナッシングを検討せざるを得ない。すなわち、民間への売却と、別途、「必要範囲内」での宿泊施設確保である。

したがって、本施設については、残すか、廃止・売却するかについて、短時間のうちに具体的な検討をすることを要請する。

に対するより一層の利用促進活動に取り組んでいく。

【2】元隠岐空港敷地

〈意見〉

①資産効率の改善

本施設は、高額の資産ではある。

もっとも場所柄、活用可能性は乏しい。したがって、県が、本施設を、無償貸与するのもやむを得ないと思われる。

また、本施設のように、土地であれば、減価償却が不要なため、費用としての認識がされ難く、コストが意識され難い。

しかし、現実問題として、旧隠岐空港の隠岐の島町への無償貸付により、県は年間500万円程度要していた除草費用の負担を免れるとしても、旧隠岐空港の資産価値が

(港湾空港課)

地元の意見を聞きながら、効率的な利用策を検討する。

なお、平成26年4月に隠岐の島町から協議があり、無償貸付している旧隠岐空港跡地の一部をメガソーラー事業用地として有償貸付を行うこととした。

約71億円であることから、差引でも、年間1.4億円の行政コストがかかっている事実は、打ち消せない。

そして、このコストは純然たる「空地の保有コスト」であり、対応する行政目的は、特別に存在しない。

よって、本施設をこのままにしておくことは、県民にとって、不芳な資産活用方法と言え、県においては、早急により効率的な利用策を検討すべきである。

② 県の売却体制

以下は、本施設の売却手続きについてのみ述べるものではないが、監査上、明らかになったので述べる。

i 県の資産売却方法の変更

県では、平成17年度まで、普通財産の売却は、用途廃止前の旧所管部がそのまま管理して、売却することになっていた。

もっとも、所管部の主たる業務ではなく、また専門知識にもかけていることから、売却があまり進展しなかった。

そのため、平成18年度から、県は、所管を旧所管部ではなく、管財課に集中させ、管財課で売却交渉を進めることとした。

その結果として、平成17年度末には、28億円あった売却予定の普通財産が、平成22年度末には、1 / 4 の9億円近くまで圧縮されている。

ii まとめ

公用廃止した財産を、旧所管部が継続して所管し、処分を検討するような場合、所管部の主たるミッションではないこと、売却のノウハウが欠如していることから、処分が進展しない可能性が高い。

よって、県が、売却予定資産を、管財課に管理・交渉を集中させたことは、処分の進展を促進し、財産の減耗・損失を最小化するものであり、非常に良かったと考える。

今後も、所管等について、ノウハウのある専門部署が担当する等、機動的な、管理体制の構築を要請する。

(管財課)

平成26年4月から、新たに管財課に財産活用推進室を設置し、県有財産を一元的に管理し、施設の長寿命化や未利用財産の売却促進など、財産の有効活用を推進することとした。

また、平成26年4月に今後の財産有効活用の指針となる「島根県県有財産利活用方針」を策定し、「県有財産有効活用推進委員会」を中心とする全庁的な推進体制のもと、財産活用推進室における一元的な未利用財産売却など、県有財産の有効活用に取り組むこととしている。

【4】 東部運転免許センター内の賃貸土地・建物

〈指摘事項〉

① 営利目的での賃貸料の修正

行政財産の賃料は、行政財産の使用料に関する条例に基づき、評価額の3%ないし6%を乗じた金額が基礎となる。そして、減免も、同条例に基づき規定される。

そうすると、賃料設定は、条例上の規定通りである。

しかし、行政財産でも、営利目的の賃貸の場合は、市

(管財課、警察本部)

自動販売機の設置について、従来の行政財産の目的外使用許可から一般貸付への変更及び一般競争入札の導入を検討してい

場実勢化が可能であるところ、例えば、原価販売ではなく、定価でジュース等の販売を行う自動販売機等を設置した場合においては、営利目的となる場合もあろう。特に、不特定多数が来場する施設等においては、非常に利益のあがる自動販売機もあろう。

これは、たまたま本施設における指摘ではあるが、本来、全ての行政施設に適用されることである。

よって、県は、全施設について、使用団体の目的、使用態様を検討の上、営利目的であるかの判定を行い、営利目的使用の場合は、市場実勢の賃料を把握の上、適正化すべきである。

なお、職員向け駐車場については、前述のとおり、土地価格の3%が使用料となることから、市場実勢にかかわらず、上記の使用料は、違法・不当とはいえない。

【5】東京の職員宿舎

〈意見〉

①高級地化した宿舎の土地価値（含み益）の利用

i 県とすると、東京での低コストの宿舎を、十分な数確保することは重要な課題である。また、現状、借り上げ宿舎が11戸あり、年間10百万円の資金負担が発生している。

一方、既存の宿舎の所在地は、高級住宅地化しており、購入当時と比較すると、土地の価格が高騰しているのは明らかである。

そこで、既存の高価値の土地を収益化することで、借上げ宿舎費用の圧縮と同時に、職員の住環境を改善出来ないか検討すべきである。

ii まず、東京の土地の資産価値を考える。

東山の宿舎の土地は、面積は217平方メートルと広くはないが、単価が高く、1.2億円の評価である。そこに1軒2戸であるから、7000万円／戸となる。そして、土地柄、商業地化が進む中、1戸建ての住宅は、非常に贅沢である。

iii 次に、用賀の土地は、建築当時は、田園都市線の延長、漫画「サザエさん」の舞台、桜新町の隣として、のどかな住宅地であった。しかし、渋谷へ直通で5駅との立地の良さ、半蔵門線の延長もあり、近年、高級住宅地としてマンション化が進んでいる。925平方メートルの広さもあり、資産価値は5億円ある。13戸あるから、3800万円／戸となる。

目白宿舎は、老朽化が進んでおり、土地面積も113平方メートルしかないが、池袋へ徒歩圏であり、土地だけで

る。

(管財課)

県有宿舎17戸だけでは不足している状況にあり、平成26年度では9戸の民間住宅を借り上げて対応している。一方で、県有宿舎は老朽化（建築後26～42年）し、また、建て替えや増設は財政状況等により困難と考えており、今後、借り上げ宿舎への移行を含め検討を進める。

も45百万円の評価がある。2250万円／戸である。

したがって、土地の資産額は、合計6.7億円（3900万円／戸）あることになる。

更に、立地柄、換金性の非常に高い資産である。

iv 次に、代替宿舎として、新築マンション相場をみる。

既存の宿舎がある目黒区、世田谷区、豊島区は、高級地化が進み、マンション価格も高い。

市区郡名	1LDK-2LDK	2LDK-3DK
目黒区	3,593	4,969
世田谷区	2,587	4,056
豊島区	2,392	3,726

（賃貸・不動産情報サイトアットホームのHPから）

一方、それ以外の23区内のマンション価格は、下記のとおりであり、2LDK-3DKの平均価格は、2716万円である。

市区郡名	1LDK-2LDK	2LDK-3DK
江東区	2,817	3,404
杉並区	2,386	3,233
中野区	2,162	3,221
荒川区	2,204	2,811
練馬区	1,914	2,729
北区	2,118	2,716
江戸川区	1,872	2,643
板橋区	1,818	2,473
葛飾区	1,426	2,011
足立区	1,333	1,917
平均	2,005	2,716

（賃貸・不動産情報サイトアットホームのHPから）

v 県は、既存の資産価値を利用して、質と同時に量の確保をはかるべきとの観点からは、下記が考えうる。

具体的には、例えば、既存の土地を売却して、新築マンションを購入する。そうすれば、まず、老朽化が進んだ、目白、用賀の宿舎を無償で更新できる。

ただし、仮に、既存の所有地を全部売却して、新築マンションを購入しても、目黒、世田谷、豊島区においては、既存と同じ戸数しか買えない。

しかし、仮に、江東区等の「庶民的」な地区に、平均価格である2716万円で、マンション購入した場合、24戸が購入出来ることから、既往より、7戸増やすことが出来る。

更に、一番安い、足立区、葛飾区で、2000万円で、マンション購入した場合、33戸が購入出来ることから、現

状より16戸増やせ、借り上げ宿舎は解消できる。

vi よって、東京の宿舎地については、含み益を眠らせることなく、利用して、質と量を同時確保すべきである。

②東京地区での宿舎（不動産所有）の必要性

i 県民の声に対する回答からすると、東京地区においては、宿舎保有の必然性は無い。

即ち、東京地区では、住居供給等に不足はないことから、住宅を探すための期間が短くても、それほど障害があるとは思われない。特に、東京地区では、家具付きの短期滞在マンションも充実していることから、選択肢に困ることは無い。

ii また、宿舎を廃止すると、後年の経費負担が発生するが、一時的には、6.7億円の現金が入ってくる。

iii さらに、民間企業では、資産経営から「持たざる経営」に移行する過程で、福利厚生としての住居に関しては、社有の「社宅」の提供を行うより、従業員に居住を自由に選択させ、金銭的サポートのみを提供するスタイルに移行している。

iv よって、東京の宿舎については、県の資金繰り等を総合的に勘案の上、場合によっては廃止し、全戸借り上げに切り替えることも検討すべきである。

(管財課)

同上

Ⅱ. 県が賃借する資産

【1】島根イン青山

〈指摘事項〉

①収支把握の正確性を期すこと

i 県は、島根イン青山が所在する県有地の再開発事業は、当施設の設置を前提として島根県、(独)都市再生機構及び(株)新都市ライフの共同事業として実施されたものであり、土地の運用収支と当施設の運用収支を合算して把握すべきであり、収支はプラスとなっていると説明する。

ii しかし、当初の計画が当施設の設置を前提としてなされたものであるとしても、契約上は、「底地の賃貸契約」と「島根イン青山の賃借契約」であり、独立したものである。

そうすると、底地の賃貸または事務所の賃借の片方を解約することも、法律的には可能であることから、個別に収支を把握した上で、評価を行う方が妥当である。

iii 個別の収支評価

そこで、土地運用益と島根イン青山の運営収支を振り分けると下記の通りとなる。

青山の土地 単体の 賃貸収支

(人事課)

島根イン青山の設置を前提として島根県、(独)都市再生機構及び(株)新都市ライフの共同事業により県有地の再開発が行われた結果、土地賃貸収入が得られるようになったものであり、同事業の評価は、土地賃貸収支と島根イン青山の運営収支を合算して判断すべきである。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収入(土地代)	295,350	295,350	295,350
費用	0	0	0
収支	295,350	295,350	295,350

島根イン青山 単体の 運営収支

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収入 (管理運営委託納付金)	39,060	38,828	38,840
業務委託料	0	0	0
テナント料	200,007	200,007	200,007
その他	17,129	2,250	48,393
収支	▲178,076	▲163,429	▲209,560

以上より、土地賃貸事業は年間3億円の黒字であるのに対し、ホテル事業である島根イン青山は単体は年間1億数千万円から2億円の赤字である。

② 県がホテル事業を行う必要性

島根イン青山の行政目的である「島根県民が東京都内で安心して宿泊できる宿泊施設の提供」は、「島根会館」設立当時は正当であったと思われる。

しかし、現在、上質かつ安価なホテルサービスが提供され、県民が簡単に利用できることから、行政目的は、既に消滅しているか非常に乏しいものとなっていると思われる。また、県観光・物産の推奨も、にほんばし島根館がその主たる役割を担っている。

よって、当施設については、ホテル事業としての行政目的はすでに存続しておらず、当施設は、廃止を検討すべきである。

(人事課)

廃止によるコスト低減のメリットと県民サービス及び県のPR効果の低下のデメリットを比較衡量し、賃借契約満了時(平成34年)における島根イン青山のあり方を検討する。

③ 過大な行政コスト

①によると、ホテル運営単体でみるとし、総額2億円の赤字であり、行政目的である県民の宿泊に換算すると、県民一泊当たりの行政費用が4.4万円である。

これは、明らかに過大である。そして、宿泊場所提供以外に行政目的があるとしても、この費用を正当化できるだけのものがあるとは思われない。

よって、行政目的の実現のための行政コストは不相当であり、当施設は、廃止を検討すべきである。

なお、廃止等の時期については、契約期間もあることから、違約金等の発生を回避、費用極小化を狙い、平成34年の契約更新時を目途に、準備を開始すべきである。

(人事課)

同上

〈意見〉**① 底地の賃貸**

i 簿価				(人事課) 現状では維持が適当である。	
資産名称	住所		金額 (千円)		数量 (㎡)
東京南青山	東京都渋谷区	東四町目	1,414,934		1,320
県有地	東京都港区	南青山	1,915,567		1,482
合計			3,330,501		2,802
ii 時価 (平成25年度の土地公示価格に基づく時価相当額)					
$\text{地積 (2,863\text{㎡})} \times \text{公示価格 (1,270\text{千円} / \text{㎡})} \div 0.8$ $= 45\text{億}4500\text{万円}$					
iii 賃貸契約					
賃貸人	島根県				
賃借人	(独) 都市再生機構及び(株) 新都市ライフ				
契約日	昭和62年9月1日				
期間	35年間 (平成34年8月31日まで)				
特約	更新1回可能、最長70年				
賃料	295,350 千円 / 年間				
特約	土地の返還については、契約期間が満了し新たな契約を締結しない時、あるいは、住宅・都市整備公団及び都市再開発(株)が契約事項に定める義務を履行しない時、のいずれかにより契約解除をした時のみ、建物その他の地上物件を撤去の上、県に返還される。				
iv 賃貸の運用評価					
賃貸料 / 年	295,350千円				
簿価運用利回り	8.86%				
時価運用利回り	6.50%				
よって、本件土地の時価運用利回りは6.5%あり、良好と言えることもあり、維持が賢明であると考えます。					
②底地の売却の可能性について					
<p>もっとも、県は、今後、資金繰りも苦しくなる見込みであるから、現金化できる資産については、その可能性を追求すべきである。</p> <p>この点、契約期間が、賃貸借契約満了日(平成34年9月)までであり、それまでは、現状通りとせざるを得ない。もっとも、アベノミクスにより経済の好転が見込まれていることと、2020年のオリンピック決定により建設ラッシュが起きており、土地価格の上昇が期待されるため、売却価格については、適宜、確認が必要である。</p> <p>については、東京事務所等において、島根イン青山の底地の処分について、適宜、土地価格、買い手動向等の市場情報の収集等を積極的に行うべきである。</p>				(人事課) 現金化による資産運用が土地賃貸による資産運用よりも有利となる場合は、賃貸契約満了時(平成34年)において、現金化による資産運用を行うことも含めて検討する。	

<p>【2】にほんばし島根館 〈指摘事項〉 ①坪あたり賃料水準の情報収集について 県から他店舗の情報が提供され、それによると坪単価としては、他の比較感からは高くはなく、妥当であるように思える。 もっとも、場所柄、賃料が相対的に決定されること、情報が広く開示されることはないことから、県は、適宜、賃料水準の情報を得ておくべきである。</p>	<p>(しまねブランド推進課) 不動産取引の動向や賃貸料水準に関して情報収集を行うこととした。</p>																																
<p>②総面積の見直し・削減 i 各部門の広さから、管理会計的に、負担すべき部門別賃料を計算する。</p> <table border="1" data-bbox="188 719 991 1234"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>広さ</th> <th colspan="2">家賃／月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗部分(展示スペースを含む)</td> <td>197.4㎡</td> <td>329万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲食部門</td> <td>62.5㎡</td> <td>95万円</td> <td>転貸にて実質負担無し</td> </tr> <tr> <td>観光案内スペース</td> <td>31.7㎡</td> <td>53万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>UIターン相談室スペース</td> <td>11.8㎡</td> <td>20万円</td> <td>153万円</td> </tr> <tr> <td>事務室等スペース</td> <td>48.2㎡</td> <td>80万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>45.8㎡</td> <td>76万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>397.5㎡</td> <td>652万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ii 広さの見直し(削減)について 本施設においては、路面店舗である必要がない事務所スペース、UIターンのスペース、観光案内スペース(全体の23% 家賃相当153万円/月=年額1836万円)が置かれていることもあり、他県より、大きなスペースを使用している。 行政目的実現のため、一等地に路面店が必要であるとしても、まず、使用総面積については、必要最低限にとどめるべきである。 よって、総面積の見直し(削減)の可能性の検討を、開始すべきである。</p>	部門	広さ	家賃／月		店舗部分(展示スペースを含む)	197.4㎡	329万円		飲食部門	62.5㎡	95万円	転貸にて実質負担無し	観光案内スペース	31.7㎡	53万円		UIターン相談室スペース	11.8㎡	20万円	153万円	事務室等スペース	48.2㎡	80万円		その他	45.8㎡	76万円		合計	397.5㎡	652万円		<p>(しまねブランド推進課) 事務所スペースなどの必要性については、次の③のとおり。 なお、借受け不動産の施設形状として、部分借りは出来ないため総面積の削減は出来ない。</p>
部門	広さ	家賃／月																															
店舗部分(展示スペースを含む)	197.4㎡	329万円																															
飲食部門	62.5㎡	95万円	転貸にて実質負担無し																														
観光案内スペース	31.7㎡	53万円																															
UIターン相談室スペース	11.8㎡	20万円	153万円																														
事務室等スペース	48.2㎡	80万円																															
その他	45.8㎡	76万円																															
合計	397.5㎡	652万円																															
<p>③面積バランスの見直し 県は、平成22年にリニューアルを行い、事務室スペースは80㎡から48㎡に縮小しているとのことであるが、他県では、UIスペース等を、賃料の安い東京事務所等に移転させたりしていることから、削減の余地はまだあると思われる。 また、他県でも、銀座等の一等地に同様な店舗を構える例が多いが、1階と2階の複合店舗(1階の面積は少</p>	<p>(しまねブランド推進課) にほんばし島根館は、平成15年11月に首都圏における島根県の物産展示・販売、観光案内、UIターン相談、飲食などの総合的な情報発信機能を強化することを目的に設置し、民間アド</p>																																

なくして、家賃の安い2階に主たる店舗を構える)の例もある。

よって、県は、総面積を維持する、維持せざるを得ない場合も、面積の利用バランスを見直し、そこにある必要のない事務所部分を減らし、路面にある必要性の高い店舗部分に、坪単価5万円の賃借部分を重点配分すべき、要は面積を拡大すべきである。

バイザーを含めた平成21年度のあり方検討会での検証を経て、現在のレイアウトを決定し各振興事業の戦略や取組みを展開している。

こうした中で、あらためて各部門の面積について、関係課ともその利用実態や館内の形状、周辺の外的環境要因などを踏まえ検討したところ、現状のレイアウトは、総合的な情報発信機能を限られた面積の中で効果的に実施していく上では、適当な状況であると判断した。

ただし、今後とも引き続き、関係課が費用対効果を意識したうえで事業推進していくためにも、各部門にかかる管理経費等を明確にしながら、取組み実績やその効果を定期的に検証するための関係課連絡会議（観光振興課、しまね暮らし推進課、しまねブランド推進課、にほんばし島根館）を引続き実施していく。

また、事務所部分は、各部門の運営と密接にかかわる機能を持っており、別の場所へ移転することは出来ない。現在、同ビル上階では、スペースを確保できない状況にあり、また、追加の高額負担が発生する点を鑑み削減は困難である。

④更新時の家賃交渉

県は、賃貸借契約締結後、市場の変化に関わらず、同一額で毎年、契約を更新している。

この点、1年契約でもあり、契約更新時には、県は、家賃動向を調査した上で、家賃が下落時には、そのまま高止まりしないよう家賃交渉すべきである。

(しまねブランド推進課)

平成15年(当初契約)以降の家賃水準・家賃動向を調査したところ、平成25年には対平成15年比で約10%の上昇であるものの、平成16年及び平成17年には若干下落していたことが分かった。

	<p>ご指摘のとおり毎年の契約更新時にこうした状況を把握し必要に応じて家賃交渉することは費用削減の観点から必要である。</p> <p>市場動向に加え、今年3月下旬には隣接する複合ビルがオープンしたことに伴い、日本橋一帯の集客力が著しく高まり、商業用施設の立地条件としては好転している環境にある。今後は、建物自体の経年経過による物件価値の下落率も含め総合的に勘案し、必要に応じて家賃交渉を行う。</p>										
<p>〈意見〉</p> <p>①高額の行政コストに見合う成果を出すこと</p> <p>行政コストとして年間1億3300万円の負担があるが、本施設は、三越百貨店前の一等地であり、場所柄、一定の効果が期待できる。</p> <p>よって、多大な費用に見合う効果として、島根県の認知度アップ、県産品宣伝等につき、より一層の努力を要請する。</p>	<p>(しまねブランド推進課)</p> <p>総合的な情報発信拠点として、より効果的な事業展開を実施していくことを目的に、今年度から月1回の全体運営会議を実施している。会議の構成は、県から館長・観光振興担当者・UIターン相談担当者・しまねブランド推進課、物販部門からは業務委託先の責任者(店長)、飲食部門の責任者とし、各部門間の情報共有や連携した企画の検討などを行い運営している。</p>										
<p>②店舗のセグメント収支情報の把握</p> <p>県は、店舗部分については、運営を外部に委託し、その運営費用を負担する。</p> <p>そうすると、事実上、総合的な赤字が、業務委託費用となる一方、店舗と他の行政目的部分との関係が不明確となっている。</p> <p>この点、判明している数字からすると、全体の収支は下記のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="188 1937 991 2119"> <tr> <td rowspan="3">収入</td> <td>店舗売上</td> <td>2.7億円</td> </tr> <tr> <td>転貸料</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.81億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原価等</td> <td>1.48億円</td> </tr> </table>	収入	店舗売上	2.7億円	転貸料	11百万円	合計	2.81億円		原価等	1.48億円	<p>(しまねブランド推進課、観光振興課、しまね暮らし推進課)</p> <p>県としては、物産販売、観光案内、UIターン相談のいずれの部門も総合発信を行うことを目的としており、収益部門としては整理していない。</p> <p>ただし、各部門にかかる管理経費等を明確にしながら取り組み実績等を検証し、経費節減に努</p>
収入		店舗売上	2.7億円								
		転貸料	11百万円								
	合計	2.81億円									
	原価等	1.48億円									

費用	一般管理費相当分（県の負担） 〈賃料、人件費、諸費用〉	1.33億円	める。また、物産販売の委託先の収支状況については、引き続き把握に努める。
	合計	2.81億円	
収支		0円	

そうすると、施設全体の費用構造として、賃料25%、人件費11%、一般管理費12%。そうすると、残りの5割強が販売原価ということになる。

しかし、本施設では、営利性の色彩が強い店舗と、非営利的な観光案内等、収益の無い部門が共存し、合算されているため、部門毎の費用構造が分かり難い。

よって、部門毎の収支情報、すなわち、会計上のセグメント情報を得て、特に、営利性の色彩が強い店舗においては、通常の営利目的の店舗経営と比較しつつ収支の改善に努め、県の負担圧縮に努めていただきたい。

③ 管理会計上の費用賦課

本施設は、しまねブランド推進課、観光振興課、しまね暮らし推進課等の各課の相互乗り入れの事業である。

県とすると、所管部署が各事業に取り組み、連携を強化しつつ、各部門の取組実績及び施策評価を作成しているとしている。

しかし、高額な家賃を支払っている一方、行政目的の達成度については、実額で把握することが困難なこともあり、抽象的な評価にならざるを得ない。

そこで、費用対効果の管理徹底のためにも、所管部署に対して、管理会計上の費用賦課等を行い、本庁サイドの各部署において、多額のコスト発生が、直接、所管課の行政判断に反映されるように要請したい。

なお、後述するが、県には管理会計の概念を取り込み、所管部へのコスト賦課を含めて、関係部署がコスト意識を持つように管理体制の構築を図っていくべきである。

（しまねブランド推進課、観光振興課、しまね暮らし推進課）
同上

④ 転貸先との業務連携の強化

県は、賃貸部分のうち、62.5㎡（18.94坪）を民間企業に転貸し、家賃として、約95万円／月（1140万円／年）を得ているが、この転貸家賃の計算については、県が賃借している坪単価5万円をそのまま基礎としている。

もっとも、この坪単価5万円は、本物件（中央通り沿いの最高ロケーションから、裏手の狭い路地まで）の一面の平均価格であるから、中央通りに面した側だけをきりとってみると、坪単価5万円以上とするのが適切な賦課といえる。そして、大通り沿いと裏路地沿いの地価比が

（しまねブランド推進課）
前記①に記載した全体運営会議の中では、物販部門におけるプロモーションと連動した飲食部門での有機農産物PRフェアを検討するなど、館一体となった企画によりPR効果を高めるような取組みを実施している。

ら、賃料比が2：1であると仮定した場合、大通り沿いの賃料は坪単価6.7万円となり、現状の転賃料95万円を120万円程度にあげるべき（年間差額300万円）との計算となる。

もっとも、県は、飲食店は、民間への転賃という契約形態だけではあるが、島根の食材の使用を前提に営業をしており、外観上も、本施設の飲食部門として運営がなされていることから、行政目的である県特産（島根の新鮮な海の幸、山の幸）の宣伝と販路拡大と消費者情報の収集に大きく寄与しているとしている。

以上より、転賃料にかかる逸失利益300万円については、合理的な行政裁量の範囲内であると言え、問題はない。

もっとも、県は、飲食店部門についても、年間300万円の行政費用を支出しているのであるから、転賃先企業との関係強化、業務連携・共同宣伝活動等を通じ、本施設の行政目的実現の努力をお願いしたい。

【3】殿町庁舎の賃借オフィス

〈指摘事項〉

①庁舎賃借の削減

行政目的のため、必要があれば、既存のビルに加えて、賃借すること自体は、問題がない。

しかし、上記の通り、多数の外郭団体が入居している。また、殿町の庁舎内の部署においても、殿町に所在する必要性が低い部署も考えうる。一方、松江合同庁舎等には、利用可能なオフィススペースがある。

よって、事務所を機動的に整理し、発生している事務所賃料（共益費含む）約3300万円の削減を行うべきである。

（管財課）

賃借料の削減に向け、外郭団体等の移転について平成24年度から取組みを行っている。

平成25年度には、外郭団体8団体について県庁舎から近隣の県所有建物への移転を行った。

これにより空いたスペースは、平成27年度まで実施する庁舎耐震補強工事中の執務室の仮移転先として使用し、工事終了後には、外部の賃貸ビルに入居している部署を呼び戻すことにより賃借料の削減を図ることとしている。

また、今後、県庁舎及び賃貸ビルに入居している外郭団体や県機関の現状、業務内容等の調査を実施し、再配置の検討を行っていく。

②部署の抜本的再配置

県（管財課）でも上記の問題意識があり、既に、玉突

（管財課）

き型の移動によりスペース確保を行い、賃借事務所を削減する方向で、具体的なアクションを起こしており、賞賛できる。

もともと、移動の対象部署は限定的である。

よって、管財課の対応を機軸に、対象部署を一層拡大すべきである。

具体的には、殿町所在の庁舎に入居する部署については、殿町に存置する必要性が高い部署を優先的に配置し、殿町近辺に所在する必要性が低い部署ないし外郭団体は、近隣の県所有の庁舎に移転させるべきである。

同上

〈意見〉

① 移転可能性の検討について

本監査は、施設の利用状況であるから、特定の部署の移転、当地に存在する必要性の評価までは対象としていない。

(管財課)
同上

この点、下記の2部署について現在賃貸オフィスに入居中であるが、殿町所在の必要性についてヒアリングしたところ、所管課から、下記の回答があった。

<p>パスポートセンター</p>	<p>旅券発給に係る決裁事務を本庁舎勤務職員が行っていること、円滑な発給事務には外務省・本課職員との相談が必要なこと、等から移転は困難である。</p>
<p>消費者センター</p>	<p>県内19市町村、県下全域を対象として相談を受け付ける行政サービス窓口であると同時に、消費者行政を行う本部機能を持っている。即ち、消費者センターという名称で消費者相談を行なうことで、リアルタイムで情報を入手し、環境生活総務課とともに行動する本部組織としての性格が強いことから、移転は困難である。</p>

この点について、消費者センターは、県庁の本部機能に、県民対象の相談窓口が併設されたに過ぎず、殿町地区での設置の必要性は高いと思われる。

一方、パスポートセンターは、公共サービス提供の現業部門の色彩が強く、電話・ファックスでのコミュニケーション、自治体クラウド導入の動き、緊急対応の頻度等を考えると、所管課の主張は説得的とはいいがたいところもある。

もともと、移転可能性は、所管課の主張だけでは判断が難しいことは明らかである。

そこで、県は、各部署につき、殿町に設置する必要性の程度を、指標化・客観化してランク付け等を行ない、

<p>同時に、利用する県民の範囲（利便性）や、移転費用、付随費用を総合的に判断して、移転可能性を決する必要がある、その準備を開始すべきである。</p>	
<p>【４】島根県研修センター 〈意見〉 ①「内中原」地区にある必要性 島根県研修センター設置自体には問題はない。ただし、所在する内中原は、立地上、固定資産評価額は坪20万円～30万円程度と、郊外地域に比べ数倍する。その地域で、研修施設として、155台分の駐車スペースも確保されていることから、高額な賃料が発生している。 この点、研修施設という行政目的からは、駐車場スペースを含め広大な土地の必要性は明らかである。 しかし、県庁本庁から数百メートルの距離にある必要性については、県とすると、県庁本庁から受講生が来るが、その行き易さ程度の説明しかない。 よって、高コストである内中原に所在する相当性には疑義があり、県は、研修センターの所在地について、抜本的に検討すべきである。</p>	<p>(人事課、教育庁) 新たに移転改築を行う場合、多額の費用を要することから、財政状況も踏まえれば現時点での移転は困難であり、賃借料を考慮しても当面は現施設を有効利用せざるを得ない。 今後、施設の老朽化の状況や財政状況等を踏まえながら、中・長期的課題として検討する。 なお、現時点で既存の県有施設で代替して利用可能なものはない。</p>
<p>②老朽化対策 県研修センターは、昭和46年に建てられたものでもあり、老朽化が進んでいる。また、人が集中する場所であるから、冷暖房が必要であるが、熱効率が良いとは到底思えない。 よって、研修センターについては、建て替えを含めて、具体的に案を検討開始すべき時期である。</p>	<p>(人事課、教育庁) 建物の老朽化は進んでいるが、大規模な改築等を行う場合、多額の費用を要することから、現時点では困難である。 当面は現施設の必要な修繕等を行いながら、今後、老朽化の状況や財政状況等を踏まえながら、中・長期的課題として検討する。</p>
<p>【５】東京事務所 〈意見〉 ①出資金の償却 i 都道府県会館への県の出資金は、広島県より多い。 この点は、県は、建設に係る経費が、全都道府県で使用する共有部分と各都道府県が東京事務所として使用する部分に分け、均等割、人口割及び各都道府県が東京事務所として使用する面積などにより、全都道府県で財政負担することになっており、広島県、高知県、大分県は、都道府県会館に事務所を構えていないことから使用する面積などに応じた負担が無く、出資額が他県より少</p>	<p>(財政課、総務課) 現在、総務省で公会計制度の整備について具体的な内容を検討中であり、今後この結果等を踏まえ、適切に対応したい。</p>

なくなっていると説明する。
 そうすると、合理的理由がある。
 ii 出資金の償却の必要性
 そうだとしても、出資金は、本質的に建設経費負担であり、事実上の建物所有に代わるものである。そうすると、実質的には、出資金ではなく、「建物」であるから、償却が必要である。
 この点、県は出資金として処理しており、現状は費用化されていない。また、法的形式が、出資金であり、また仮に「建物」として資産計上した場合にも、公会計では、個別資産の減価償却を費用化する仕組みが無いとする。
 そうすると、監査上は、違法とも不当とも言えない。
 しかし、償却部分が費用として認識されない場合、東京事務所の実質コスト計算が過少評価されてしまう懸念がある。
 よって、行政コスト計算書の適用範囲の拡大等、減価償却に相当する部分を費用化し、可視化できるよう、検討すべきである。

② 賃借料水準の再認識

出資金出資により、事実上の建物賃料が無いことから、賃料として計上されているのは、共益費等だけである。
 そうすると、外見上、賃料は安く、1.5万円／月／坪であるから、非常に良い賃借物件で、東京事務所を移転する余地は無いようにも思える。
 しかし、上記のとおり、出資金の資金コストを含めると29千円／月／坪程度となる。さらに、出資金を償却した場合は、45千円／月／坪程度となる。
 そうすると、賃料の比較優位性は乏しくなり、都道府県会館に事務所をかまえない県があるのも納得できる。
 以上より、他の選択肢との比較感、所在地等を勘案し、にほんばし島根館との業務分担を踏まえ、一層の経費節減を要請したい。

(総務課)
 より一層の経費節減に努める。
 なお、にほんばし島根館との業務分担については前記【2】〈指摘事項〉③のとおり。

Ⅲ 県が専用・使用する財産

【1】 殿町庁舎群

〈指摘事項〉

① 事務所スペースの集約・効率化による賃借料の削減

前述のとおり、経済合理性からしても、民間の賃貸ビル利用の事務スペースもあり、賃料(共益費含む)負担約3,600万円がある一方で、外郭団体が入居している事実もある。更に、部署によっては、殿町に所在する必要性

(管財課)
 前記Ⅱ【3】〈指摘事項〉①
 に同じ

<p>についてはそれぞれであると考えられる</p> <p>よって、松江合同庁舎等、利用可能なオフィススペースがないことはないと思えるので、殿町への所在の必要性に応じて、事務所再配置により、賃借料負担軽減をすべきである。</p>	
<p>②老朽化対策・改修対応</p> <p>殿町の庁舎の多くは、老朽化が進んでおり、対応が必要な時期である。</p> <p>さらに、バリアフリー、省エネ対策やIT化など、時代のニーズに応える必要もある。</p> <p>よって、耐震補強を行って長期使用する方法もあるが、長期的視点、総合的な資産効率改善の観点から、建て替えも含めて、客観的なコスト分析を行ない、老朽対策への取り組みを開始すべきである。</p>	<p>(管財課)</p> <p>今後の庁舎再編等の検討にあたっては、建て替えも含め、十分なコスト分析を行っていく。</p>
<p>〈意見〉</p> <p>①観光と官庁街の両立</p> <p>松江市は国際文化観光都市であり、その中心となる松江城に隣接して殿町の庁舎群がある。県庁舎やその前庭及び周辺の庁舎は、建設当時から周囲の景観に配慮するよう設計されたと聞いており、建設から50年経った今、松江の景観の一部と化しているように感じられる。</p> <p>現在、一部の庁舎においては耐震改修を行い再利用されている。</p> <p>今後も、単に経済合理性や効率性だけでなく、殿町庁舎群の再配置にあたっては、松江の観光との調和、総合発展を念頭に検討を行うよう求めたい。</p>	<p>(管財課)</p> <p>従来から庁舎の建築等にあたっては、松江城周辺の景観との調和に配慮している。今後も引き続き配慮していく。</p> <p>また、昭和45年度日本建築学会賞を受賞した殿町庁舎群と史跡松江城が一体的に形成する美しい景観を県民と共有し、観光等に積極的に活用するため、県庁本庁舎等の登録文化財や景観重要建造物の指定を検討する。</p>
<p>②書類の削減</p> <p>庁舎のスペース占有において、書類の保管スペースが大きい。</p> <p>この点、管財課によると、未だ全庁的な取り組みには至っていないが、紙ベースの例規集や差し替え式の書籍の加除・追録をやめ、電子媒体のみが最新となるような工夫を行い、書類の削減、スペース・加除料の削減につなげているとのことである。</p> <p>そこで、県は、管財課の取り組みを全庁的な規模に拡大し、書類の削減をはかるべきである。</p>	<p>(総務課)</p> <p>電子決裁システムの導入やポータルサイトの運用（通知文書の電子化等）等により、ペーパーレス化を進めている。</p> <p>なお、平成26年度からは文書管理システムを一新し、一層の推進を図っている。</p>
<p>③ユニバーサルレイアウト</p> <p>管財課が実験的に取り組んでいる。組織の機動性、オフィスの効率化に資するのであれば、一層、積極的に取り組んで欲しい。</p>	<p>(管財課)</p> <p>執務室の現状や職員の意識等について調査の上、広さ、配置</p>

	<p>の標準化や共有スペースの集約化などの事務スペースの最適化に取り組んでいく。</p>
<p>【2】島根県職員会館 〈意見〉 ①設置の妥当性について 本施設の建物面積は、3548㎡であり、殿町庁舎群の40873㎡（南庁舎6,300㎡、分庁舎2,899㎡、東庁舎2,176㎡、第三分庁舎3,287㎡、第2分庁舎2,606㎡、本庁舎23,605㎡）の8.7%に及ぶ。 そうすると、食堂等も含めると、殿町庁舎群の1割は、福利厚生施設等であり、本当に事務所スペース不足＝賃借の必要性があるのか、との疑問もある。 もっとも、法律上、県には、職員向けの福利厚生施設の設置が義務付けられており、費用的にみると、一人当たり費用も年額1万円程度と過大とは言えない。 よって、まず設置自体には問題がなく、使用頻度から、広さ的に過剰設備となっていないか、の検証を要請する。</p>	<p>（人事課） 福利厚生施設であるが、職員だけでなく一般も利用できる施設であり、会議、研修等で活用されている。 建物面積の4割はアリーナが占めており、全体として過剰施設とは考えていない。 なお、災害時等の避難所及びオフサイトセンタープレスクームの機能も有している。</p>
<p>②利用率向上について 本施設の利用件数（人数）及び収入額については、近年増加しているものの、平成24年度では、個人の一般利用では大人の利用が全くない月（4月、2月）や1～2人という著しく少ない月（7月、9月、11月）がある。 この点、福利厚生施設の利用状況は、直接監査の対象とはならないが、過度に利用度が低迷している場合、ホテル宍道湖と同様、必要性・相当性に対する疑問が発生する。 よって、今後は利用ニーズの調査などを行い更なる利用率の向上に努める一方、利用率の向上が認められない場合には、規模の縮小ないし一部県の事務所としての利用等、多角的な利用を検討すべきである。</p>	<p>（人事課） まずは、今後、施設や利用方法の周知等により、さらなる利用率の向上に努める。</p>
<p>【3】警察本部について 〈意見〉 ①狭さの解消・機能の維持 本建物の行政コストは小さく、また、一人当たりの広さは、全体平均では、24平方メートルあり、十分のように思える。 しかし、島根県警察本部は、執務スペースの比率が高い（47%、平均41%、一人当たりスペース9.4㎡）上に、機械設備等の占有面積が非常に大きい（15%、平均9.2%）ということで、非常に狭隘な状態である。</p>	<p>（警察本部） 警察施設等の基盤整備については、これまで優先順位付けしながら計画的に推進しているところである。 今後とも、県内の治安情勢等を踏まえ、必要な基盤整備や資</p>

<p>実際、廊下やエレベータホール（22%、平均26%）のいたるところに書棚やロッカーが置かれていた。また、会議室も少ない（5%、平均7%）。廊下階段トイレ等のおそらくその1割から2割がこうした書棚やロッカーで占められていると思われる。</p> <p>この点、資産の効率的活用という観点からは問題はない。</p> <p>しかし、警察機構は、県民の安全を統括すべきものであり、行政の原初的機能であるが、現状では、支障が生じる懸念もある。</p> <p>よって、より機能的な県警本部への建替え、増築を考えるべきである。</p> <p>なお、県とすると、科捜研など、一部機能を庁舎外に移転させるとのことであるが、機能の重要性に鑑み、抜本的な対応が必要だと考える。</p>	<p>機材の拡充が図られるよう検討する。</p>
<p>【4】東部運転免許センター 〈意見〉 ① 評価額の差異の解消</p> <p>市町村が行う固定資産評価額と簿価が異なること自体は異常ではない。</p> <p>もっとも、県とすると、市場価格での評価を行っているということであるから、市町村の固定資産税評価とこれほど異なるのは不自然である。</p> <p>また、県の貸借対照表に反映された場合、過大評価は、土地の含み損になる。</p> <p>よって、洗い替え後の簿価と、市町村の固定資産税評価とこれほど異なるのは不自然であり、原因究明の上、市場価格との乖離を解消する方向で調整すべきである。</p>	<p>（管財課、警察本部）</p> <p>運転免許センター土地の台帳価格については、台帳価格と行政財産の使用許可に係る土地価格（時価相当額）との間に大きな乖離があるため、適切な価格に修正するよう検討する。</p>
<p>② スペースの有効活用</p> <p>県有の建物の中で、スペースに余裕がある数少ない建物である。</p> <p>業種上、警察の交通関係団体が中心となるが、移転、集約により、不稼働スペースの解消、より高度の活用をすべきである。</p> <p>よって、県は、殿町庁舎群、県警本部、所轄警察署等から、移動が可能な団体等があれば、当施設への移動も含めて、検討を開始すべきである。</p>	<p>（警察本部）</p> <p>東部運転免許センターの現在のスペースは、運転免許制度に係る各種運転免許試験や講習のために必要なものであり、不稼働スペースはないものと認識している。</p>
<p>【5】合同庁舎について 〈指摘事項〉 ① 合同庁舎の重要性の再評価 i 県の業務の中心のシフト</p> <p>平成17年度最終予算と平成25年度当初予算を比較する</p>	<p>（人事課）</p> <p>全庁的な定員削減の取組みを</p>

と、民生費が+200億円（+60%）、商工費+320億円（+64%）、農林水産費-120億円（▲22%）、土木費-330億円（▲31%）となっている。

そうすると、県予算から見ても、県の事業内容の重心が、「土地や場所」に働きかけてインフラ整備を行う事業である「農林、土木」から、県民生活、事業への支援である「民生、商工」へ、移ってきていると言える。

しかし、「農林、土木」から、「民生、商工」へのシフトがあるにしても、住民ニーズが複雑化・多様化しており、また、高齢化社会の中、県と住民が、フェーストゥフェースで対話する必要性も高まっている。

よって、従来型の、県が開発等の管理監督するための出先機関としての機能は小さくなる一方で、ソフト型の、県民の「土地や場所」に近接してきめ細やかな行政サービスを提供する機能は重要性を増していると思われる。

ii 電子化による物理的拠点の必要性の低下

電子化により、申告書の受領や県税を納める「窓口」の機能の必要性は低下している。また、入札業務も電子入札が原則となり、「入札室」は不要になっている。

さらに、県の内部管理事務は、総務事務センターに一元化されている。

よって、物理的な「場所」の必要性は、低下している。

iii まとめ

以上より、県の提供すべきサービスの内容の変化、電子化等による物理的空間の必要性の低下を受け、拠点の配置、現場に必要な機関・人員の見直しを行うべきである。

この点、地域拠点においての人員削減を求めるものではない。

確かに、県と市町村の役割分担上、二次的地方公共団体である県は、監督的機能中心になる方向かもしれない。

しかし、地域横断的な機能は、失われたいし、より求められるものとする。

また、既存の県土整備事務所でも、直接現場に出向いて協議、監督、確認する業務の他に、警報発令時など事務所での待機情報収集、災害発生時の現場対応等があるが、それは、市町村が単独で出来ない場合もある。

そうすると、業務によっては、人員拡充が求められる場合もあろう。

踏まえつつ、必要な人員配置を含めて、機動的かつ弾力的に対応し、県民サービスの充実に努める。

<p>よって、県は、現場業務のシフト、現場機能の必要性、県民のニーズを総合的にとらえ、同時に、電子化等の合理化を利用しつつ、必要かつ適正な業務・人員規模の検討を行い、公共サービスの充実に努めるべきである。</p>	
<p>② 理髪店の廃止</p> <p>理髪店は、本来は職員の福利厚生施設であるが、現状においては、業務時間中の利用は想定し難く、また、各合庁とも職員数が大幅に少なくなっていることから、理髪店の必要性・福利厚生としての意味は、事実上失われている。</p> <p>したがって、県は、合同庁舎における理髪店を、廃止すべきである。</p>	<p>(人事課)</p> <p>職員の利用がごく一部となっている実態を踏まえ、監査実施時に設置していた川本合同庁舎及び浜田合同庁舎の理髪室を平成25年度末で廃止した。</p>
<p>〈意見〉</p> <p>① 休養室・健康管理室の規模適正化</p> <p>労働安全衛生法上、県は、各合同庁舎に休養室等を設置しなければならないが、法律上、休養室等の広さに規定はない。</p> <p>よって、休養室の広さについて、一見明白に過大と言えない以上、違法とは評価しえない。</p> <p>もっとも、一人当たりの面積では、最大の雲南合同庁舎は、最小の隠岐合同庁舎に比べ3倍の広さがある。</p> <p>そうすると、合同庁舎でのばらつきが大きく、過大ないし過少の場合があると言わざるを得ない。</p> <p>また、健康管理室等、アスレティック的なところ(運動器具が置いてある箇所)は、勤務時間中に使用される可能性は乏しいスペースである。</p> <p>この点、合同庁舎の休養室・健康管理室は、災害時の避難場所として想定されていないことから、必要以上のスペースは、資産の無駄使いである。</p> <p>よって、県は、職員数及び利用実態を踏まえて、休養室等の適正規模の基準を作成して、仮に既存の設備が過大であれば、縮小してオフィススペースに転換し、県庁組織の入居、または外部団体、民間への賃貸を行い、空間の有効活用及び県財政への寄与を検討すべきである。</p>	<p>(人事課、管財課)</p> <p>休養室は法令上、常時50人以上又は常時女性30人以上の事業所に設置が義務づけられていることを踏まえ、設置基準を設定の上、各合庁の職員数や利用実態を把握し、検討を進めていく。</p> <p>また、設置基準により適正に配置を行い、余裕スペースがあれば、設置するよう努めなければならないとされている休憩室としての利用や、災害時の災害対策要員の仮眠スペースとして確保しておくことなど有効活用の検討を進める。</p>
<p>② 文書の整理・電子化の推進</p> <p>県では全庁的に電子決裁の推進、法令・検索システムの導入は行っているとのことであるが、合同庁舎内で、保管書類の多さが目立った。</p> <p>この点、重要書類については保管期間が定められており、廃棄は出来ない。</p> <p>もっとも、必要性の乏しい書籍・書類、保管期間が無</p>	<p>(総務課)</p> <p>前記Ⅲ【1】〈意見〉②に同じ</p>

<p>い書類等も、保管が継続されている場合がある。</p> <p>よって、県は、書類等の管理について、保管期間の制定、保管書類の選別、電子化・オンライン化・クラウド化により、書類の管理・閲覧の容易性を確保しながら、保管スペースを集中・削減すべきである。</p> <p>なお、庁舎の執務スペースの有効活用のために、県では管財課を中心にいくつかの取り組みがなされているとのことである。</p> <p>したがって、県は、この流れに沿って、一層の推進していくよう要請する。</p>	
<p>③フレキシブルな庁舎使用</p> <p>広域行政、市町村合併の目的は、地方分権に対応して基礎自治体の財政力を強化すること、モータリゼーションの進展に伴う生活圏の広域化に対応すること、政令指定都市や中核市・特例市化することで国や県からの権限移譲を促進すること、と言われる。</p> <p>そこで、将来的には、各市町村が、基礎自治体としての権能を高め、権限移譲の受け皿となる体制が整えば、県の機能の一部が、市町村に移管される可能性がある。</p> <p>そして、それは、出先機関である合同庁舎所在の組織から始まる可能性が高い。</p> <p>よって、県は、合同庁舎所在の組織の機能の流動化を見越して、可動的なレイアウト（ユニバーサルレイアウト）、建物の移譲も含め、多角的視野にたったオフィススペース確保を考えるべきである。</p>	<p>（管財課）</p> <p>本庁舎でのユニバーサルレイアウトの導入準備を先行させ、その知見を得て検討を進めていく。</p>
<p>【6】松江合同庁舎</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>①合同庁舎の利用率の向上</p> <p>殿町地区の庁舎では、県は、賃借料を支払って民間ビルに入居している部署も多数あるぐらい、スペース不足である一方、松江合同庁舎では、非稼働面積である共用スペースが非常に大きい。</p> <p>よって、特に1フロアがほぼ会議室となり、不定期にしか使われないことから、県は、殿町地区からの部署移転を含め、有効活用・フル活用をはかるべきである。</p>	<p>（管財課）</p> <p>殿町地区での執務スペースの最適化を進める中で、本庁から離れた場合の影響や、執務室整備の費用対効果も考慮しながら有効利用を図っていく。</p> <p>共用スペースについては、利用実態を調査の上、協議スペースとして有効活用していく。</p>
<p>②共有スペースの事務室転用</p> <p>共有スペース（全体の35%、平均28%）について、県は、「県土整備事務所等で、ほぼ毎日、業者等との協議、検査等の業務で使用し、多い時には他階の共用スペースも使用している状況である。」という。</p>	<p>（管財課）</p> <p>同上</p>

しかし、協議、検査等の業務で毎日、庁舎外利用者も出入りできる休憩スペースを利用しなければならないというのであれば、恒常的なオフィススペースにすべきである。

よって、松江合同庁舎の共用スペースはパーティション等で区切れば、事務所スペースとして十分使用できるように思えることもあり、県は、正規のオフィスとしての利用を検討すべきである。

〈意見〉

① 事前準備（設計等）の適正化

松江合同庁舎では、トイレに二つの手洗いがある。

県の説明によると、1つの手洗い場は「トイレの前室部分」という扱いであり、手洗い場ではなく「いわゆる洗面所」であるとのことである。即ち、県によると、トイレ部分と少し縁を切って別箇に手洗い場を設けることで、職員等が、洗面、うがい、歯磨き、姿見、化粧直しなどを行える施設を設けたとのことである。

そして、県によると、トイレの手洗い場と別箇に洗面所を設けることで、「感染症の予防等（ノロウイルスなど）にも有効になり、また、2階の講堂（席210人、利用率70%以上）などで多人数による各種研修等利用時の混雑の解消にも有効であるとのことである。

確かに、一つのトイレに2か所の手洗い場を設置し、1か所はトイレの手洗い場として、もう1か所は洗面場として利用することは、県の説明のように、ノロウイルスなどの予防等に役立つメリットの存在は否定しない。

しかし、他の施設において、このような構造となっている事例はなく、また、一般に、他の施設の職員は、歯磨き等もトイレ内の手洗い場で行っている。

また、松江合同庁舎講堂の使用時にトイレが混雑するのは、便器の数がボトルネックとなっているからであり、手洗い場が増設してあることで混雑の解消には役立っているとは考えられない。

この点、問議すべきは、2か所の手洗い場を設置したことではなく、施設の必要性和相当性をきっちり認識の上、設置の判断を行ったか、ということである。県民の税金を使用している以上、費用支出を正当化できる相当性を検討したのか、ということである。

よって、県に対して、今後、設計段階において、設備の必要性、相当性を十分に検討の上で、設備を考慮すべきであることを徹底するよう要請する。

（管財課）

今後も庁舎設計にあたっては、設備の必要性、相当性を十分に検討し、スペースの有効利用が図られるよう設備設計を進めていく。

【9】川本合同庁舎

<p>〈意見〉</p> <p>①別館の補修費用支出</p> <p>県は、別館の利用ないし売却が現実化していない段階で、補修費支出24百万円を行っている。</p> <p>この点について、県は、別館は耐震性もあり十分に再利用が可能であると判断し、メンテナンスを行った回答している。</p> <p>思うに、施設の再利用可能性があれば、資産管理上、補修工事をする必要はある。</p> <p>一方、地域の経済状況、市街地から距離等からすると、再利用可能性があるとの判断は、かなり難しかったと思われる。</p> <p>本件においては、予定どおり売却され、好事例となるように期待する。</p> <p>もっとも、再利用が見込めない物件も多数あると思われることから、県に対しては、メンテナンス費用の支出については、回収可能性を慎重に検討の上、行って頂くように要請する。</p>	<p>(管財課)</p> <p>別館は、耐震基準を満たしており、今後の利活用が見込める。漏水等による建物構造体の劣化が支障となるため早期の改修が必要と判断し、最小限の改修を行った。結果として費用の回収可能性は大きくアップし、川本町へ売却することとなった。</p>
<p>【10】浜田合同庁舎</p> <p>〈意見〉</p> <p>①健康管理室の縮小</p> <p>浜田合同庁舎は、休養室・更衣室の割合が高い(3%、平均1.4%)。</p> <p>県によれば、まず、健康管理室(157㎡)は、「勤務時間外や昼休み休憩時間にほぼ毎日使われており、個人的な利用の他、労働組合主催の健康教室や各サークルの体操教室等に有効利用されている。また、卓球台が2台設置されているが、試合をするための1台あたりのスペースは、最低でも72㎡(公式試合では98㎡)必要であり、他の健康器具の使用を考えれば、決して空きスペースをもてあましていないようなことはない。」とのことである。</p> <p>しかし、幅の広い廊下等のスペースもあることから、勤務時間外や休憩時間であれば、そこを利用して卓球をすることもできる。特に、健康管理室が、卓球の公式試合をするためのスペースであれば別であるが、職員の健康管理が目的であるから、公式試合をするためのスペース確保が、広さの正当理由になるとは思われない。</p> <p>よって、健康管理室の広さの必要性は、俄かに肯定し難く、県は、妥当性を確認の上、縮小・別途活用の検討を開始すべきである。</p>	<p>(管財課)</p> <p>本来の目的である「健康管理室」として必要な機能、室のあり方、利活用等について、合同庁舎事務所安全衛生委員会において検討する。</p> <p>併せて、災害時の災害対策要員の仮眠スペースとしての利用についても検討する。</p>
<p>②応接室・廊下スペースの活用</p>	

<p>応接室は、あまり利用されず、健康相談等の多目的利用になっている。</p> <p>しかし、健康相談ニーズがあれば、先の健康管理室で行うべきであり、応接室で行う必要性は無い。また、広い廊下は、県によると、「応接室のためではなく、大会議室での会議・研修等の受付、休憩時の客溜まりとして設けているもの」であるから、広さが必要であるとする。</p> <p>しかし、受付、客溜まりスペースとしての必要スペースと比較しても、過大である可能性がある。</p> <p>以上より、県は、少なくとも健康管理室と応接室について、再活用、機能集約等の検討を開始すべきである。</p>	<p>(管財課)</p> <p>応接室については、災害時等の緊急業務スペース等として活用するためこれまで利用を制限していたが、今後は会議室として利用できるよう検討する。</p>
<p>【11】 益田合同庁舎</p> <p>〈意見〉</p> <p>① 空きスペース等の有効利用</p> <p>益田合同庁舎においては他団体への転貸率（7%、平均3.9%）、空き部屋率（5%、平均2.9%）が高い。</p> <p>この点、県民センター等の移動により、少なくとも221㎡あった空きスペースが、156㎡埋まることになる。</p> <p>しかし、依然として記者室（27㎡）、電気機械室（青焼き室38㎡他）については、使用しているが、稼働率が低い部屋がそのままの状態が残る。</p> <p>よって、今後の有効活用を一層検討願いたい。</p>	<p>(管財課)</p> <p>部屋の設置当初の目的で使用する頻度が減少しているため、記者室については会議室に、青焼き室については凶面保管庫に用途を変更して有効に活用する。</p>
<p>② 益田保健所の活性化</p> <p>県は、県民の利便性、地域性を考え、「2次医療圏」内に一箇所ずつ、保健所を確保する方針であり、益田保健所もその一である。</p> <p>もっとも、栄養指導室や集団指導室など、使用頻度が高くないように見受けられる。</p> <p>そこで、地域県民の保健所利用拡大推進等により、より有効な活用を検討願いたい。</p>	<p>(健康福祉総務課)</p> <p>保健所内及び保健所主催の会議等における積極的な利用促進に努めるとともに、益田合同庁舎内他事務所等に対して利用促進を図っており、利用頻度が向上しつつある。</p>
<p>IV 公共財産</p> <p>【1】 産業技術センター・ソフトビジネスパーク島根</p> <p>〈意見〉</p> <p>① テクノアークしまねの位置づけの明確化・県民へのPR活動強化</p> <p>テクノアークしまねは、単体で190億円、ソフトビジネスパーク島根と合わせて総体でみると、319億円の資金が投入され、島根県のプロジェクトでは最大級である。さらに、年間の行政コストは、5億円にも上る。</p> <p>それだけ、県民の血税が投入され、島根県の発展の中核をなすものと期待される。</p>	<p>(産業振興課、企業立地課)</p> <p>しまね産業振興財団や産業技術センターの取組みをより一層PRするため、次のような対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業技術センターのホーム

もつとも、技術開発・産業振興が業務の中心であり、一般県民には馴染みが薄い。

特に、しまね産業振興財団は、県のあらゆる事業に関連するはずであるから、もっと存在感があってよい。

よって、巨額の投資を正当化するには、まずは県民から認知され、より多くの県民に、より広く活用される必要がある。

したがって、県は、その産業振興政策における同財団の位置づけを明確化し、同時に、それを県民に対してPR強化すべきである。

ページ掲載情報を整理し、技術開発支援など産業振興に果たす役割をわかりやすく伝えるよう工夫した。

- ・ 先端科学技術講演会、研究成果発表会など、公開イベント情報については、ホームページ掲載、広聴広報課を通じての情報提供に加え、関連団体を通じた情報提供に努めている。

- ・ しまね産業振興財団については、ホームページ、メールマガジンのほか、展示会等における広報宣伝活動の充実を図った。

【2】空港群

〈意見〉

① 空港の資産効率の説明責任

i 空港の必要性和資産効率

県とすると、航空路は、産業振興や観光振興に大きな役割を果たす一方、隠岐空港は生活路線として、萩・石見空港は唯一の高速交通として必要性が高いことから、必要な社会インフラであり、単にコストでは評価できないとする。

しかし、資産効率、すなわち、隠岐空港の一人当たり行政コストは4,807円であり、石見空港の一人当たり行政コストとなると8,873円で、出雲空港の10倍から20倍であり、航空運賃と比較しても、かなり割高である。

さらに、空港は、投資金額も419億円以上と大きく、また、年間の維持費も3.4億円と巨額である。

そして、まず、石見空港は、約229億円もの資産価値を有し（石見空港へのアクセス道路等の整備を含めれば、それ以上の資産価値を有する）、空港施設及び公園施設を、年間約2億円の費用をかけて運用している一方、歳入の根幹をなす航空機の着陸料等収入は、年間約3000万円程度に過ぎない。また、隠岐空港も、約56億円もの資産価値を有する空港施設を、年間約1億4000万円の費用をかけて運用しているが、航空機の着陸料等収入は、年間約150万円程度に過ぎない。

ii 将来の空港利用の変動

県内及び山口県側との高速道路建設進展により、石見

(交通対策課、港湾空港課)

石見・隠岐の両空港は地域に必要な社会インフラであり、路線の維持・充実や利用促進を図り、引き続き県民や地域のニーズを踏まえて両空港の活用に取り組む。

また、路線の利用状況及び各空港の収支をホームページ等を通じて情報提供するとともに、ホームページに定期便輸送実績に加え、急患輸送やチャーター便運航実績も掲載していく。

空港までのアクセスが向上して空港利用圏域が拡大し、利用者数は増加する可能性もある一方、石見地域から出雲空港へのアクセスも改善した場合には、石見空港から、出雲空港へのシフトもあり得る。

iii 結論

県の主張のとおり、客観的に、県にとっては空港が必要であることは明らかであり、また、航空行政については、高度の政治判断であり、直接的には監査の対象とならない。

しかし、県が、上記金額の維持管理の財政負担を行っているのであれば、行政目的と行政コストのバランスの評価・検証と、県民に対する分かり易い説明が必要である。

よって、県には、いろいろな可能性を検討の上、県民に対して、的確な航空行政の展開と、具体的な説明を要請したい。

V 県の資産管理方法

【1】資産管理の方法について

〈意見〉

①固定資産台帳の作成への取り組み方針

i 固定資産台帳の整備のメリット

まず、網羅的・統一的・比較可能なデータが整備され、政策の全体を統括する知事、予算を議決する議会などの機関が、施策の優先順位を評価する判断材料となる。

また、除却や売却を行った資産が固定資産台帳からもバランスシートからも除かれ、正確なデータとなり、県有資産の整理が進む。

ii 固定資産台帳作成は、負担が大きいこと

しかし、総務省等の固定資産台帳整備推進は、時価データの把握等もあり、地方公共団体に相当な負担を強いるものである。

更に、「時価データ」等の正確性を求めれば、一層事務負担が重くなり、島根県のように予算も人員も限られている県にとっては、過大な負担となる可能性がある。

iii 県の現状の管理手法でも問題がないこと

県は、現在、財産の維持補修の優先順位決定に当たり、実際の現状を適宜把握して、必要性・相当性を調査し、修繕計画を立てて行っている。

一見後追い方の補修管理とも思えるが、島根県においては、災害等により破壊される資産が多いとも思われることから、合理性がある。

(政策企画局、総務部、農林水産部、土木部)

当面は総務省の検討や他県の対応を注視し、その上で、作成に係る人的負担・コスト負担等を十分勘案しつつ、適切なものとなるよう整備内容を検討していく。

よって、台帳等に記載された帳簿価額から、保全・修理・管理の計画を立てないとしても、県に障害はないと言える。

iv 東京都との相違点

東京都は、固定資産台帳の作成、時価評価等の点において、公会計改革のフロントランナーである。

しかし、東京都では、土地価格が高く、設備等も集中して存在する。

一方、島根県では、土地価格が低く、産業・人口規模的に東京の何十分の一であるが、生活インフラは、東京都と同規模の広がりがある。例えば、東京都道は、総延長2345キロメートルであるのに対し、島根県道は、2519キロメートルである。

v まとめ

以上より、総務省推奨の改革への理解と協働は必要とは思われるが、島根県の特殊性を考え、東京都と同じ手法をとるべきではなく、独自の応用を考えるべきである。

特に、県は、東京都の何分の1の予算、人員で、同量の道路等の固定資産台帳を作らなければならないのであるから、必要以上の厳密化は避けるべきである。

したがって、県に対しては、総務省の主張は十分理解配慮しながら、データ細目・正確性の必要度、それを揃えるのに必要な費用等を、バランス的に考慮し、不要な台帳管理・過大な出費等が無いよう、慎重な検討を要請したい。

**【2】アセット・マネジメント・センターの創設
〈意見〉**

①アセットマネジメントセンターの創設

総務省が、前述のとおり、地方公共団体においても、網羅的な固定資産台帳の整備の方向性を打ち出している。

そこで、固定資産台帳の整備に加えて、それが組織行動へ適切に反映され、事務事業の優先順位を決め、事務事業を廃止・削減の判断を行なえるよう、将来的に、行政成果・行政コストを適切に計算・評価するアセットマネジメントセンターを設置すべきと考える。

(政策企画局、総務部、農林水産部、土木部)

将来的な課題として、他県の取組み等も含め、勉強してみたい。

②公共部門での管理会計の導入

アセットマネジメントセンターでは、単なる施設の維持管理だけではなく、管理会計の手法を取り入れて、施策毎の管理、部門別の管理を行う。

(政策企画局、総務部、農林水産部、土木部)

同上

なお、資産保有コストなどの

【考えるアセットマネジメントセンターの具体的活

【動】

i 行政コスト単位の設定

現在、施策毎に行政評価がなされていることから、それを最小単位とすべきである。

ii 行政成果の把握－財務情報化

地方自治体の提供するサービスはその性質上、成果を財務数値で測定することができない場合が多い。

そのため、インフラ分野共通の横断的指標が存在せず、道路や港湾、空港、上下水道といった分野が違えば、比較が困難となる。

そのため、環境会計と同様、計測可能な行政成果を指標化し、統一的な比較可能性を与える必要がある。

すなわち、地域内総生産額・税収額の増減、施設の利用人数・利用範囲の拡大等を、行政成果指標として、比較可能な指標化（金額換算）を行い、それと行政コスト（インフラ資産の保有・維持管理コスト）を比較すれば、県民に理解し易い形で、どの施策が有効であったかが評価できるということである。

アセットマネジメントセンターは、所管部と協議の上、非財政情報を、財務情報として評価する基準を作成する。

iii 行政コストの把握－コストの網羅・賦課

行政成果の指標化と同時に、行政コストの正確な把握は必須である。

まず、個別のインフラ資産に対応した減価償却費を計上するのは当然であろう。

これは、財務会計・管理会計共通の費用であり、分かりやすく、また、総務省が推奨する固定資産台帳の整備により、必然的に計算ができよう。

それに加えて、巨大インフラの中には、減価償却費を通じて費用化されない土地等の資産がたくさんある。それらについては、今回の監査の手法（しかし、より正確な計算によるべき）と同様、資金コスト調達コストを基礎に、資産保有コストを計算すべきと考える。

更に、内部事務処理にかかる経費等の共通経費についても、コスト削減のインセンティブを持たせると同時に、巨大インフラ維持管理に必要な費用として、それを利用する部門、部署、施設に適切に配分する必要がある。

iv 情報の集中と評価

行政成果と行政コスト情報をセンターに集中することで、財務情報とインフラ資産情報を共有し、公共団体の

行政コストの把握については、総務省で公会計制度の整備について具体的な内容を検討中であり、今後この結果を踏まえ、適切に対応したい。

インフラ経営の意思決定・組織行動の支援を行う。

財務部門が把握する直接経費に加えて、資産保有コストや共通経費を計算して所管部に賦課することで、所管部に、行政コストを正確に計算させる。

センターは、行政成果をその枠組みにしたがって指標化し、財務情報として計算する。